

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5 号

令和7年（2025年）12月8日（月）（第5日）

吹田市議会会議録 5号

令和7年11月定例会

○ 議事日程

令和7年12月8日 午前10時開議

- 議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第98号 調停条項案の受諾について
 - 議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
 - 議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について
 - 議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第112号 吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定について
 - 議案第114号 吹田市立総合運動公園の指定管理者の指定について
 - 議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について
 - 議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について
 - 議案第118号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第119号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第120号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 2 一般質問
- 議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第89号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付議事件

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

議事日程のとおり

○ 出 席 議 員 34 名

1番	益 田 洋 平	2番	梶 川 文 代
3番	五 十 川 有 香	4番	西 岡 友 和
5番	久 保 直 子	7番	石 川 勝
8番	後 藤 恭 平	9番	中 西 勇 太
10番	玉 井 美 樹 子	11番	山 根 建 人
12番	村 口 久 美 子	13番	後 藤 久 美 子
14番	川 田 尚	15番	江 口 札 四 郎
17番	浜 川 剛	18番	井 上 真 佐 美
19番	野 田 泰 弘	20番	竹 村 博 之
21番	塩 見 み ゆ き	22番	柿 原 真 生
23番	清 水 亮 佑	24番	今 西 洋 治
25番	林 恭 広	26番	澤 田 直 己
27番	白 石 透	28番	有 澤 由 真
29番	矢 野 伸 一 郎	30番	小 北 一 美
31番	橋 本 潤	32番	乾 詮
33番	高 村 将 敏	34番	井 口 直 美
35番	泉 井 智 弘	36番	藤 木 栄 亮

○ 欠 席 議 員 0 名

○出席説明員

市長	後藤	圭二	副市長	春藤	尚久
副市長	辰谷	義明	危機管理監	岡田	貴樹
総務部長	山下	栄治	行政経営部長	今峰	みちの
税務部長	中村	大介	市民部長	大山	達也
都市魅力部長	脇寺	一郎	児童部長	道場	久明
福祉部長	梅森	徳晃	健康医療部長	岡松	道哉
保健所長	松林	恵介	環境部長	道澤	宏行
都市計画部長	清水	康司	土木部長	真壁	賢治
下水道部長	愛甲	栄作	会計管理者	伊藤	さおり
消防長	山田	武史	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田	有紀
理事（子育て支援センター担当）	北澤	直子	理事（公共施設整備担当）	伊藤	登
理事（地域整備担当）	梶崎	浩明	教育長	大江	慶博
学校教育部長	井田	一雄	教育監	植田	聰
地域教育部長	二宮	清之			

○出席事務局職員

局長	岡本	太郎	参考人	守田	祐介
参考人	東貴一		主幹	森岡	伸夫
主幹	辻征志		書記	古河	輝希
書記	三枝暉秋		書記	中川	晃希

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから11月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名であります、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第88号、議案第90号、議案第91号、議案第98号、議案第100号から議案第116号まで及び議案第118号から議案第120号まで並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、35番 泉井議員から、資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは、過日に引き続き、質問を受けることになります。通告順位により順次発言を願います。

33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 おはようございます。大阪維新の会の高村です。通告どおり質問させていただきます。

本市は、これまで待機児童解消に向け、多様な保育の受皿整備を進めてこられました。その点は一定評価するものであります。一方で、今回、JR吹田駅前の市有地に、長期にわたり民設民営の保育所を設置する計画については、駅前一等地という極めて高い立地の価値を踏まえ、まちづくり全体の観点から慎重な検証が必要であると考えます。

当該地は商店街の中心部に位置し、希少性の高い市有地であります。そのため、保育所の単独用途が最適解なのか、あるいは複合用途や別の用途の可能性も検討すべきではないかという声が、市民や地域の関係者から寄せられております。

また、当該市有地は公共財産であり、その価値を適切に評価した上で、公募段階における貸付条件の

合理性・透明性を担保する必要があると考えます。

以上を踏まえ質問いたします。

市有地活用の基本方針と駅前エリアの位置づけについてお伺いします。

市有地の活用全体に関する本市の基本方針をお示しください。また、駅前の商店街の中心部など、立地価値の高い市有地については、公共財産として優先度や活用の基準を設けているのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 本市が保有する公有地の活用につきましては、吹田市公有地利活用の考え方に基づき、個別用地を特性に応じた最適な利活用手法、処分方法などを検討するなどしております。また、駅前や商店街中心部など、土地価値の高い市有地に対する優先度や基準は設けておりません。

以上でございます

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 JR吹田駅前周辺の将来像について、都市計画、まちづくりの観点から、どのようなビジョンを描いているのか、また当該用地や周辺の商店街をどのような役割として位置づけているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 JR吹田駅前周辺の将来像につきましては、都市計画マスターplanにおいて、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携を図りながら、商店街が地域コミュニティの核として地域になくてはならない存在となるよう、商業機能の充実に努め、触れ合いと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとしています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次に、保育所設置の必要性と立地選定の合理性についてお伺いします。

当該エリアの保育需要、待機児童数、年齢別定員の充足状況などの将来の見込みを含む定量データを

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

踏まえ、本立地に保育所が必要と判断した根拠を示してください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該区域の保育の需給状況につきましては、本年4月時点で3歳児未満では45人分が不足しており、保育所等待機児童が4人発生しております。一方、3歳児以上では432人分が充足しておりますが、駅前で利便性が高い当該跡地を効果的に活用できる保育所を整備することで、未利用児童の削減をはじめ、乳幼児期の一貫した保育が提供できるほか、一時預かり保育など多様な保育ニーズへの対応が期待できるものと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 当該地を候補とするに当たり、市有地を含むほかの候補地との比較検討を実施したのか。実施した場合は、地価、アクセス、周辺環境、防災等の比較軸と当該地を選定した理由をお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該区域において、市有地・民有地を含め、保育所整備に適当と判断する用地がなく、本年3月の利活用調査において、保育所誘致を検討したものでございます。当該跡地は駅前で、商店街の通りに面していることから、通園する児童、保護者、保育従事者にとっても利便性が高く、適地であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 当該地は駅前商店街というにぎわい創出が求められる立地である一方、保育所は比較的クローズドな用途であります。こうした用途への転換が商店街や地域経済の活性化、さらには地域全体のまちづくりに対してどのような影響、プラス面、マイナス面をもたらすと整理しているのか、本市としての総合的な評価を伺います。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 保育施設整備予定地につい

ては、商店街の一角に位置しております。当該商店街におかれましては子育て世帯を対象とした取組を進められており、子育て世帯の継続的な来街によるにぎわいや、地域経済の活性化につながるものと期待しております。一方で、送迎に伴う自転車の走行や駐輪など、歩行者の安全確保が課題であると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 続きまして都市計画部から御答弁申し上げます。

都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画において、当該用地は、居住誘導区域内に位置しており、その施策の一つとして、子育てしやすい環境の整備が示されています。

都市計画マスタープランが示す理念を実現するための都市機能の一つとされている保育所の誘致は、まちづくりの方向性に整合しており、また、当該保育所が、今後のまちづくりそのものに大きな支障を及ぼすものとの認識はなく、都市計画の観点から単体の敷地の土地利用に関し、メリット・デメリットを判断することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 今回の御答弁を伺う中で、当該地を保育所として活用する判断に至ったプロセスが十分に整理された形で示されていないように感じました。保育需要そのものは理解しております。しかし、答弁内容からは、保育所整備の方針がまずあり、その最適地を選んだというよりも、土地の空きが生じることを契機に、保育所の活用が決まったようにも受け取れます。

当該地は商店街の中心であり、地域の将来像にも影響を与える立地です。だからこそ他の候補地との比較、この場所を選ぶ合理的根拠、まちづくりとの整合性といった判断の流れが、もう一段丁寧に明確に示される必要があると考えております。

次に、市有地の価値の評価と今後の貸付条件についてお伺いいたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

当該地は駅前中心地に位置し、立地優位性が極めて高いと考えます。近隣地価、民間賃貸相場、将来的機会費用など、当該立地の価値をどのように評価しているのか、具体的に示してください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育所誘致に当たりましては、教育・保育の認定区分ごとに、それぞれの需給状況を分析し、将来予測に基づき検討を進めております。担当といたしまして、当該跡地の市場価値を具体的な指標を持って評価できるものではございませんが、鉄道駅の近くに位置し、利便性が高く、また地域及び商店街の活性化にも寄与できることが期待できますことから、永続した活用が見込まれると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 30年という長期貸付に伴う財産価値の変動や機会損失をどのように考慮しているのか。特に地価が上昇局面にある中で、固定的な貸付条件とすることの妥当性についてお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該跡地につきましては、保育所施設整備の必要性を有する区域に位置しており、公共施設最適化推進委員会において、民間事業者による保育所整備の方向性を確認したものでございます。

園舎の耐用年数などを考慮しますと、事業用定期借地権による30年間の貸与が適当と考えております。また、貸地料については、他の保育所用地の貸付と同様、本市の規定に基づき減額適用も含めて設定することで、地価上昇等の局面においても、安定した事業運営に資するものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 こうした立地価値や長期的なリスクを踏まえ、公募条件を設定するに当たり、どのような貸付条件を決定する方針なのか。公平性・透明性を確保した上で、公共財産としての価値を適

切に反映する仕組みについて、本市の見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育事業者につきましては、応募事業者が提案する保育内容、職員体制、施設整備などの項目を総合的に評価する手法により選定することとしております。また、用地の貸付に当たっては、借地借家法に基づく事業用定期借地権を設定して、貸付期間は30年間とし、契約満了前の建物滅失により借地人が新たな建物を築造した場合であっても、期間延長を認めないことや、借地人による建物買取請求を認めないことなどの条件を付す予定としております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 この議論を通じて、改めて感じたのは、駅前一等地という非常に価値の高い市有地を長期間貸し付けるに当たり、その評価方法について、より丁寧な検討が必要ではないかという点であります。

私は、保育所の設置自体には異論はありません。しかし、当該地は商店街の中心に位置し、立地特性が市内でも高いわけです。こうした土地について、固定資産税評価額や提示平均価額の低いほうを基準として算出する方式だけで、本当に十分なのかという点には、やはり慎重な検証が求められていると考えます。

本市の普通財産貸付要領には、不動産鑑定価格がある場合は、その鑑定価格を基本とすると明記されています。これは土地ごとの立地条件や特性によっては、固定資産評価額だけでは価値が適切に反映されない場合があることを想定した規定であります。今回の土地のように、駅前の集客性や商業性、将来的な発展の可能性が極めて高い場所については、適正な価値をどのように把握するかが、公共財産を管理する上で非常に重要となります。

その意味で、不動産鑑定という選択肢は有効ではないかと感じております。あくまでより客観性の高い手法を補完的に取り入れることで、市としての判

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

断材料が増え、将来の機会損失を抑制することにもつながる考えます。

踏み込んでお伺いいたします。本市の貸付要領では、不動産鑑定価格を用いることができると明記されています。本件のように立地価値が高く、将来にわたる影響が大きい市有地については、鑑定評価を活用することも検討してはどうかと考えますが、本市の御見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 民間事業者による保育事業の運営に当たりましては、固定経費を低く抑えるなどして、安定した事業運営を継続的に行うことが極めて重要であると考えております。これまで社会福祉法人等が公有地を活用し、認可保育事業を行う場合には、宅地の提示平均価額を用いた減額貸付制度により、貸地料を低く抑えることで、その立地にかかわらず、安定かつ充実した保育環境が提供できるよう対応してまいりました。

当該用地についても、保育所を誘致していくことを踏まえ、継続的に安定した事業運営をしていく観点で、引き続き適切な貸地料を設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 少し長くなりますが、意見を申し上げます。

本市の貸付算定方式では、どれほど立地価値の高い土地であっても、提示平均価額や固定資産評価額といった制度上低く出る基準によって評価されるため、結果として駅前一等地であっても、本来の価値が反映されない構造になっています。

事実、令和6年度の大坂府提示平均価額で当てはめた場合、当該地は約9,000万円の評価となる一方、周辺相場を熟知する民間の不動産関係者の感覚では、最低でも2億円以上が妥当ではないかといった声や、将来的にはさらに上昇も十分あり得るとの声もあります。しかも、減免措置も適用されますから、その差は、さらにその倍以上となるでしょう。

本市では、この制度が制定された当時には、一定

の合理性があったのかもしれません。しかし、本市の財政は今まさに厳しい局面にあり、決算でも実質的な赤字が示されています。こうした状況の中で、駅前の希少な市有地を長期間貸し付けるに当たり、その価値を制度上、最も低く算出される基準のみによって判断してよいのか。この点には市民の財産を守る立場として、どうしても疑問を抱かざるを得ません。だからこそ本市の要領に明記されている不動産鑑定価格がある場合は、それを基本とするという規定は、まさに今のようなケースのために存在しているのではないかでしょうか。

財政が厳しい今だからこそ、そしてこの土地が特に高い価値を持つからこそ、鑑定価格を活用し、客観的で実勢に近い土地の価値を把握することは、市民の共有財産を適切に扱う上で、最も合理的な判断であると考えます。当該案件に関して、この視点を踏まえ、適切な評価手法の検討を進めることを強く求めておきます。

次に、地域や市民意見の反映についてお伺いします。

当該計画に関し、市民、商店街関係者、NPO法人、JR吹田駅周辺まちづくり協議会から、どの程度意見聴取を行ったのか。また、その意見をどのように整理し、計画にどのように生かそうとしているのか、本市の考え方を伺います。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 関係者からの意見聴取の状況につきましては、当該跡地が商店街の一区画であることから、商店街関係者を中心に説明に回り、御意見を得ているところでございます。

関係者からは、想定する施設機能や自転車利用の保護者及び商店街通行人の安全対策に係る御質問を頂いたほか、保育所と商店街との連携の可能性などについて御意見がございました。頂いた御意見等につきましては、事業者公募における条件づけの参考とさせていただくことを検討しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 計画の詳細化、設計段階にお

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

いても周辺住民や商店街関係者の意見を継続的に聞く場を設けるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育所の整備及び運営においては、地域の御理解と御協力が重要であると認識しておりますことから、今後とも、引き続き地元自治会や商店街関係者の方には、適宜、進捗等の情報を丁寧に説明し、御理解を頂けるよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次に、地域、まちづくりへの影響についてお伺いします。

現在、駐車場として運用されている当該市有地の収益構造とまちづくり協議会における位置づけについて、本市としてどのように整理しているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 当該市有地につきましては、本市が暫定的にNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会に貸し付けているものでございます。同協議会が駐車場経営等により得た収入を原資として、商店街活性化事業を行っているものとお聞きしておりますが、あくまで暫定的な収益による取組と考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 駐車場廃止に伴い、協議会の活動財源や商店街への影響をどのように想定しているのか、また代替となる支援について検討していることがありましたらお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 当該駐車場収入はJR吹田駅周辺まちづくり協議会発足当初からのものではなく、あくまで暫定的な財源として認識しております。また、駐車場の廃止により、利便性の低下は想定されますが、周辺には時間貸駐車場も存在しており、影響は限定的であると考えております。

一方で保育施設の誘致は、商店街活性化の契機になると考えており、ぜひ周辺商店街にはこの機会を捉えていただき、本市といたしましても、活性化に資する取組につきましては引き続き支援に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次に、施設周辺の安全対策についてお伺いします。

周辺は交通量が多く、信号のない横断歩道が存在するなど、歩行者、自転車、大型車両が錯綜する地点であり、保育施設の設置には安全対策が不可欠です。路上駐車対策や歩行空間の安全確保など、現時点での課題認識と検討状況をお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該跡地付近は、商店街利用者や搬入事業者のか、鉄道駅を利用する方が多く行き交う場所であることから、交通対策をはじめとする安全対策が重要であると考えております。

周辺の交通状況等を考慮した園児の送迎時のルールや駐輪スペースの確保、その他、立地特性に起因する対策を講じるよう関係部局と連携し、対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次の質問に移させていただきます。

去る11月18日、大分市佐賀関地区において、強風、乾燥、木造密集地形が重なり、約170棟焼失に及ぶ大規模火災が発生しました。まずは、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

火の粉が海を越え離島へ飛び火した事例は、従来の想定を超える危険性を示したものであり、本市においても全くの人ごとというわけにはいかないものと考えます。本市においても木造住宅密集地域では、道路幅員が十分でない箇所に加え、セットバックにより確保された後退敷地に物置や自転車、植栽などが置かれていることもあるため、実質的に消防車両

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の通行、展開スペースが確保されてない状況も散見されるほか、避難困難者が多い地域、さらには老朽空き家が点在する地域が存在します。これらの条件が複合すると、佐賀関と同様の大規模延焼が発生し得ると強い危機感を持っております。以下、木造密集地域の火災リスクを総合的に捉えた上で質問いたします。

まずは、狭隘道路の把握と対策について伺います。

木造密集地域に存在する狭隘道路について、本市はその実態をどの程度把握しているのか、具体的にお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部では、市内全域において、建築時にセットバックが必要な道路として、建築基準法第42条第2項道路の指定はしておりますが、幅員4m未満の道路の実態は把握しておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 本市では実態を把握されていないということでございました。

消防活動に支障が生じると判断される道路について、改善に向けた計画や方針など、どのように考えているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 消防本部からは、消防活動に支障が生じている地域はないとお聞きしており、改善に向けた計画や方針は持ち合わせていません。なお、建築基準法第42条第2項道路に面している敷地においては、建築時にセットバックが必要となっています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 狹隘道路に関する情報共有は、消防と都市計画部の部局間でどこまで連携できているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 まずは消防本部から御答弁申し上

げます。

消防本部で把握しております狭隘道路の情報につきましては、都市計画部との共有は行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 続きまして、都市計画部から御答弁申し上げます。

幅員4m未満の道路の実態につきましては、把握していないため、消防本部と情報共有は行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 共有されていないということです。セットバックの実効性確保について伺います。道路後退が必要な区域において、本市はセットバックの履行状況をどのように確認しているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 建築基準法では確認申請で、セットバックの適合性を判断し、完了検査でセットバックが行われているか現地で確認しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 後退敷地が物置や自転車などで恒常に占用されているケースへの行政からの指導体制はどのようにになっているのか、またその実効性について伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 自転車や小規模な物置につきましては、建築基準法に基づく建造物に当たらないことから、指導は行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 木造密集地域から優先的にセットバックの実効性を点検する調査の実施が必要ではないかと考えますが、市の御見解をお伺いします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現在は、市内全域を対象に、セットバックが必要な道路部分に、門や柵などを設置しないように、大阪府下の特定行政庁で作成したチラシによる啓発やパトロールを行うとともに、必要に応じて法に基づく指導を行っております。今後も引き続き啓発や必要な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 今回、後退敷地の私物占用については、建築基準法に当たらないから指導しないといったような御答弁でした。しかし、私が申し上げたいのは、違法建築かどうかではなく、火災時に安全で迅速な対応が行える環境が整っているかという点でございます。もちろん消防現場の皆様は、どのような状況でも対応されるという崇高な使命をお持ちですが、だからこそ現場の方々に無用な負担やリスクをかけない環境整備は行政の責務だと考えております。

建築基準法の枠に入らないから何もしないではなく、啓発や地域との協議など、防災上必要な観点からの対応を検討していただきたいと思います。この点を改めて都市計画部さんだけではなくて、消防のほうにもお願いしておきたいと思います。

次に、要支援者情報の現場活用について伺います。火災発生時、要支援者情報が消防現場にリアルタイムで共有されているのか、その仕組みの現状を伺います。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 要支援者情報につきましては、関係部局からデータの提供を受け、火災発生時には消防指令センターで必要な情報を確認し、災害現場へ伝える仕組みを構築しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 本部と現場ではリアルタイムで共有しているということでございましたけれども、環境部局、つまり福祉部さんからのデータ提供は年

2回ほど受け渡されていると伺っております。火災の現場では、そこに要支援の方がいるかどうかで、救助の優先順位も行動も大きく変わるものではないでしょうか。にもかかわらず年2回程度の更新では、入退院や転居などの変化に対応できず、情報が実態とズれることが生じるものと考えます。

また、受渡しが、例えばUSBメモリ等の物理媒体であった場合、紛失リスクや作業負担の点からも、現在の行政連携として適切とは言えません。要支援者情報は、命に直結するデータであり、より頻度の高い更新と、安全で迅速なデジタル連携への移行が必要であると強く申し上げておきます。

次に、火災警報基準の明確化について伺います。

本市では、気象条件として、一定の湿度以下の乾燥状態、そして最大風速10m以上の強風時に、必要に応じて発令することができる火災警報が定められておりますが、これまでのその基準を満たして発令に至ったケースはありますでしょうか。あれば、回数、なければその理由についてお教え願います。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 本市におきましては、これまで火災警報の発令に至ったケースはございません。理由といたしましては、気象条件に加えて、乾燥注意報や強風注意報の継続状況を踏まえ、総合的に見極めた結果、火災警報の発令は必要ないと判断したためでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 現在の風速、湿度の条件について、日常的に起こり得るということを考えると、有形無実化している本市の火災警報の基準について、必要ないなら削除、発令があるというなら、条件となる風速や湿度の数値を見直し、同じ市内でも地域によって特性を踏まえる、そして警報の周知の方法など、それぞれ現在の実情に沿って総合的な考え方の下、改定が必要と考えますが、消防長の見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 火災が発生しやすい気象条件下に

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

おきましては、住民に対しましてより一層、火災発生リスクの注意喚起を強化するための手段の一つとして、火災警報の発令は必要と考えております。

火災警報の基準の見直しにつきましては、国の動向も踏まえ、本市の実情に応じた発令について研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 風速、湿度の両方で条件を満たした回数は、年間で24回あったと聞いておりますが、警報の発令はなかったということを考えると、やはり基準自体が実情にマッチしていないものと思われますので、基準の見直しについては、本市の実情を踏まえて取り組んでいただきますようお願いしておきます。

次に、空き家がもたらす火災リスクと対策について伺います。

佐賀関の火災では、管理不全の空き家が延焼拡大に影響した可能性が指摘されております。本市においても、木造密集地域内に老朽化した空き家が点在し、放火の標的になりやすい、初期消火が遅れ延焼を招きやすい、倒壊により消防活動を阻害するといった複合的なリスクが存在すると考えます。

そこで伺います。木造密集地域に所在する空き家の数、老朽度、管理状況など、火災リスクに直結する基礎データを、市としてどこまで把握しているのか伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市では、令和6年度（2024年度）に空き家等実態調査を実施いたしました。同調査では、本市全域で1,850件の空き家を確認しており、その全てについて、危険性や衛生面・景観面、その他周辺の生活環境への悪影響の度合いを複合的に判定した評点により管理状況を分類し、実態を把握しております。

以上でございます

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 管理不全空き家について危険

度評価や消防との情報共有はどのように行われているのか、現状の連携体制を伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 空き家については、本市が作成した判定表に基づく評点を用いて判定しており、40点以上を空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく管理不全空き家等と位置づけております。

また、主な空き家の指導状況や吹田市空家等対策計画の進捗状況等につきましては、府内関係部局により構成される吹田市空家等対策会議において適宜報告し、情報共有を図っております。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 特定空家に対する本市の取組実績と、その実効性に関する市の評価を伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市では、毎年120件以上の空き家に関する相談対応を実施しています。また、これまでに危険な空き家等16件に対して、特定空家等に対して、法に基づく対応を進めてまいりました。そのうち11件は本市の指導等により、所有者が除却または修繕を実施し、2件は本市の行政代執行や略式代執行等により解消。残る3件は、現在、指導を継続しているところでございます。

本市の特定空家等は、そのほとんどが所有者により自主的に是正されており、引き続き空き家法や吹田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 最後に、大規模火災防止の観点から、危険空き家の優先順位づけ、除却支援の重点化、防災計画との連動強化の必要性について、本市の考え方を伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは都市計画部から御答弁申し上げます。

空き家については、危険性や、衛生面・景観面・その他周辺の生活環境への悪影響の度合いを総合的

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

に判断し、判定表に基づく評点の高いものから優先的に対応しております。除却支援につきましては、空き家問題の解決に向けた手段の一つと認識しておりますが、空き家は個人の財産であることから、公的支援になじまないものと考えております。防災計画との連動強化につきましては、引き続き吹田市空き家等対策会議において、危険な空き家の状況等について情報を共有し、対応を実施してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

○山田武史消防長 続きまして、消防本部からも御答弁申し上げます。

空き家につきましては、放火の標的など、複数の火災リスクが存在することからも、引き続き関係部局との連携が重要であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 これまでの御答弁ありがとうございます。佐賀関の火災は、道路条件、建築状況、高齢化、気象、空き家管理など、多様な要因が重なり発生した複合災害であります。本市においても狭隘道路の改善、セットバックの実効性確保、要支援者情報の共有、火災警報基準の明確化、空き家リスクへの戦略的対応、これら複数の施策を総合的に進めることができ、木造密集地域の安全性向上には不可欠であります。部局間横断の連携強化を強く求め、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 日本共産党の益田洋平です。個人質問を始めます。

誰もが安全で便利に移動できる環境整備について伺います。

市民の交通移動の権利を保障し、安全を大前提に公共性を重視した交通政策を進め、人と環境に優しいまちづくりや交通体系を構築することは、安全で快適な都市を支える基盤づくりにとって重要であり、住民の福祉の増進を本旨とする地方自治体の責務であります。

道路空間におけるバリアフリー化、公共交通サービスの維持・向上、交通安全対策等、誰もが安心して便利に移動できる環境整備のさらなる推進を求める立場で、以下、質問いたします。

2025年3月に策定された、吹田市バリアフリーマスターplan（以下、マスターplanと言います）では、市内全域をバリアフリー化の必要な区域、移動円滑化促進区域と設定しています。交通、まち、人、仕組みの四つのテーマの具体化を図ることを方針とし、今後、次期バリアフリー基本構想で重点整備地区の変更を行い、特定事業計画に基づいてバリアフリー化事業を実施することです。

そこで伺いますが、マスターplanで市内全域を移動円滑化促進区域と設定された理由をお聞かせください。また、次期バリアフリー基本構想で、重点整備地区とならない区域は、バリアフリー化の対象から除外されることになるのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市では、平成15年（2003年）

4月に最初に策定いたしましたバリアフリー基本構想において、バリアフリー化の目標の一つとして、重点整備地区以外の地域においても、市内全域のバリアフリー化の実現に向け持続的に取り組みますと掲げていることから、今回マスターplanの策定に際し、市内全域を移動等円滑化促進地区に位置づけたものでございます。

バリアフリー基本構想の重点整備地区は、計画期間内に当該地区内において移動等円滑化に係る事業を、重点的かつ一体的に推進するため計画に位置づけるもので、それ以外の地区は順次に重点整備区域に設定し、バリアフリー化の事業を推進する予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 マスターplanと関連計画について伺います。

高齢者にとって安全で便利に移動できる環境は、日常生活を送る上で重要であり、社会参加への意欲を促し、フレイル予防にもつながり、生活の質の向

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

上に資するものと考えます。

第9期吹田健やか年輪プランには、安心・安全な生活環境の推進のための施策として、バリアフリー化の推進が位置づけられておりますが、その内容は、マスターplan及びバリアフリー基本構想の策定とあるだけで、具体的な取組が示されていないのはなぜでしょうか。また、マスターplanを見ますと、関連計画に障がい者や子供、子育て等の計画はあるものの、第9期吹田健やか年輪プランは示されていません。その理由について、両担当理事者に答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部よりお答えいたします。

第9期吹田健やか年輪プランにおける記載につきましては、バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連道路などの整備延長を指標にしているもの、本計画策定時に移動等円滑化促進方針等が未策定であったことから、具体的な取組を記載することができなかったものでございます。第10期吹田健やか年輪プランの策定におきましては、関係部署と調整しながら記載方法を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 土木部からもお答え申し上げます。

第9期吹田健やか年輪プランは、吹田市バリアフリーマスターplanの関連計画として例示されておりませんが、当該計画は高齢者問題への対策を確実に推進するための重要な計画と認識しております。令和8年度（2026年度）の基本構想の改定に合わせて、マスターplanにつきましても関連計画として、吹田健やか年輪プランの計画名を例示してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 マスターplanやバリアフリー基本構想は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に

基づいて策定されています。バリアフリー化の推進は、高齢者施策をより充実させ、高齢者の暮らしを支える上で大変意義のあることと強く認識いただきますように要望しておきます。

マスターplan策定時のアンケートで、道路に関する困り事、気づきの設問に対する回答では、段差や亀裂があるが35.5%、幅や広さが狭いが34.7%、傾斜・起伏があるが24.6%となっています。これらの困り事等は、特に高齢者や障がい者の安全、安心の移動を阻害する要因となります。

私の住む山田地域は丘陵地ということもあり坂道が多く、高齢化率も比較的高い地域でもあります。スーパーやバス停までの道中、下り坂で踏ん張りが効かずに転倒してしまう人、買物帰りの上り坂の途中で体力が尽き、ガードレールに身をあずけて休憩している人を見かけます。そのため坂道の歩道等にベンチや手すりの設置を求める声が寄せられています。地域特性に合わせた道路空間のバリアフリー化の推進が重要と考えますが、御所見を伺います。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 バリアフリーマスターplanでは、道路のバリアフリー化整備に当たって、当事者の意見を踏まえ、道路管理者が配慮すべき事項を整理しております。その中に幅員に余裕がある経路や坂道が連続する経路においては、ベンチ等、休憩スペースなどの設置に努めますと記載しており、津雲中央線など地域特性に合わせてベンチを設置している路線の事例がございます。今後も実際の整備に当たっては、状況に応じた対応を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 鉄道、モノレール駅に関する困り事、気づきでは、駅員の人数が減少しているため、呼んでも対応に時間がかかるが最も多い結果となっています。

8月26日に開催された吹田市バリアフリー推進協議会で委員から同様の指摘がされています。我が会派にも車椅子利用者から、市内各所の鉄道駅の無人化で、電車の乗降のための乗車介助に事前予約が必要

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

要となり、急な用事の際には希望する時刻の電車に乗れないなど切実な実態が寄せられています。11月17日には、我が党国会議員、府議会議員、市議会議員団で、JR西日本近畿運輸局に対し、係員不在時間の解消を求める要望を行ったところあります。

マスター・プランでは、無人駅の対策を課題としつつも、無人化そのものを解消する取組について明記されていません。利用者の安全を担保するのは鉄道事業者と国交省の責任ではありますが、実態に応じた積極的な対策をバリアフリー基本構想に盛り込む必要があると考えますが、御所見を伺います。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 駅の無人化につきましては、鉄道事業者が社会変化に柔軟に対応するため、その経営判断において行うものですが、鉄道事業者の方的な判断のみによって利用者利益が損なわれないようにする必要があるため、国は、令和4年（2022年）7月、駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドラインを策定し公表しました。本市としても、やむを得ず無人化する場合の配慮事項をバリアフリーマスター・プランに整理しており、今後、基本構想の改訂に当たっては、鉄道事業者と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 国のガイドラインも無人化を前提としたものになっていますので、これに基づいた鉄道事業者との協議では問題の解決にはならないということを申し伝えておきます。

次に、交通安全対策の推進について伺います。

2024年の警視庁資料によりますと、交通事故死者数は2,663人で、死亡者数は全体の36%が歩行中、12%が自転車乗車中のことです。道路種別の交通事故数は、幹線道路で約21万件、生活道路が約7万件です。死亡事故の47%が自宅から500m以内の場所で発生しています。幅員5.5m未満の生活道路では、10万人当たりの年齢層別死傷者数は小学生が多く、死亡者数では75歳以上の高齢者が最も多いことが分かっています。自動車等の速度が時速30kmを超

えると歩行者の致死率が急激に上昇することもデータ等から分かっています。

市街地中心部や住宅地など住民の生活空間の道路整備は、歩行者が安心して歩行できることを優先して進める、この必要があるのではないかでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 道路整備を行う際には、歩行者の安全性を考慮し、道路構造令や道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づき、歩道の有効幅員の確保や横断防止柵等の設置を行っているところでございます。引き続き、歩行者にとって安全に通行できる道路整備に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 よろしくお願ひします。その上で、本市では生活道路における人優先の安全、安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、最高速度時速30kmの区域規制を行うゾーン30の整備を進められておられるとのことです。本市におけるゾーン30の整備状況をお示しください。また、全国の各地で、より歩行者の安全対策を強化する取組として、ハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せを行う区域をゾーン30プラスとして設定し、道路管理者と警察が連携して、住民と協力しながら整備を進める取組が広がっています。ゾーン30プラスにおける通行空間の安全対策の必要についてどのようにお考えでしょうか、併せてお答えください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市におけるゾーン30の整備状況としましては、尺谷地区と千里山月が丘地区の2地区となっております。また、ゾーン30プラスにつきましては、低速度規制に加え、ハンプ等道路に物理的デバイス設置が必要であり、賛否が分かれるケースであるため、地域での合意形成が重要となります。具体的な要望があれば吹田警察と連携し、協議を行ってまいります。

以上でございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 2026年9月から、生活道路の最高速度は時速60kmから30kmに制限されることが決まっています。歩行者優先の交通安全対策がさらに進められようとしているわけです。これを契機に、本市もさらなる交通安全対策の推進に取り組んでいただきますように強く要望しておきます。

教育施策について伺います。

本年4月より山五小学校と山三小学校が統合され8か月余りが経過をいたしました。統合後の山三小学校で新たな学校生活を送る児童の様子についてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 統合が決まった際には、大きな環境の変化に不安を感じる児童もいましたが、昨年度から交流事業等で児童の交流を深めるとともに、児童の精神的なケアにつきましても、教員が丁寧にサポートを続けてまいりました。

このような取組もあり、本年度2学期の終わりを迎える現在では、当初懸念されていた混乱もなく、日々の学校生活も安定しております。さらに運動会や音楽会などの学校行事におきましても、児童数が増えたこともあり、今まで以上に充実した内容だったと報告を受けております。

また、校内教育支援教室を新たに整備したことにより、登校に不安を持つ児童が同室に登校できるようになった事例につきましても確認しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 まだ8か月の経過の途中ですが、御報告をお聞かせいただきました。当初懸念されていた混乱もなく、日々の学校生活も安定していると、こういう御答弁でしたけれども、山五小廃校等山三小学校への統合は、多くの子供たちや保護者、地域住民が、統廃合そのものや市の決定のプロセスの是非について異議を唱え、地域の大きな問題として向き合い、考え、吹田市や市議会への要望活動などに取り組まれました。そして、市議会でもけんけ

んごうごうの議論が起こったわけです。その中で、とりわけ山五小の子供たちは統廃合について、自身の正直な思いを話し、保護者や地域住民がそれを受け止め、寄り添い、統廃合が決定されてから現在に至るまで、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように、懸命に支えてこられました。こうした保護者や地域住民の努力と子供たちの頑張りも、また学校生活の安定に大きく影響しているものと考えますが、教育長の御見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

児童の安定した学校生活には、学校が一丸となり、丁寧に精神的なケアを継続したことに加え、日々の保護者の御協力や地域の見守り・御支援があったことによるものと学校現場から報告を受けております。

また、地域が主体的に実施されている市民体育祭などの地域行事につきましても、山三地域と山五地域が協力をし、児童のことを中心に考えて運営されることで、より一層の一体感が生まれているものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市小・中学校の運営につきましては、常日頃から保護者や地域の御協力・御支援の下、児童、生徒が安心して学べる環境づくりにつながっているものと認識しております。

ただいま担当から御答弁申し上げましたとおり、このたびの山田第五小学校と山田第三小学校の統合につきましても、学校運営に関する保護者の御理解・御協力、地域行事等における見守りや御支援など地域の御尽力があったことにより、現在の落ち着いた学校生活が送られているものであり、心から感謝しておりますところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 保護者や地域住民の協力があってこそ、学校が安定的に、子供たちも安定的に過ごせる、運営できるということなんですけれども、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

山五小統合のこのプロセスについては、その声を本当に受け止めていただいたのかというところでは、やはり検証が必要かなというふうに思っていますので、まだ年度途中ですけれども、引き続きこの1年通じて、山五小の統合で子供たちがどういう影響を受けたのかというのは見守っていきたいなどというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて伺います。本年2月定例会で、教育委員会並びに山三小学校では、心理的なケア等、児童に寄り添った取組や職員の加配や教室の改修等の必要な対応を進めると答弁されています。統合後から現在までの取組状況についてお答えください。また、来年度以降、その取組の継続の必要性をどのように考えておられるでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 統合後の取組につきましては、人的支援といたしまして、本年度、統合加配教員や学校問題解決支援員、居場所サポーター、スタートアップ支援者等を加配しております。校舎等の環境改善といたしまして、昨年度の教室改修に引き続き、今年度は要望の多かったトイレ改修を実施いたしました。また、統合後の児童の一体感を創出するため、運動会で着用する統合記念Tシャツについて、児童に募集したデザインを基に作成し、配付を行ったところです。

来年度以降も引き続き、児童の精神的ケアを行うとともに、必要な校舎改修や職員の加配につきまして、学校と情報共有、連携を図りながら実現に向けて努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 教育委員会は、2026年度以降の旧山五小跡地について、長期的な視野に立って検討、整理を進めていくとされています。検討はされているのでしょうか。検討スケジュール、検討方法についてお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 山田第五小学校跡の活用に

つきましては、施設規模も大きいことから、現在も、教育委員会内で長期的な視野を持って、検討・整理を進めているところでございます。今後は、府内関係部局とも連携を図り、引き続き教育課題を解消するための効果的な活用方法になるよう進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 よろしくお願ひします。

続いて、大阪府による万博記念公園駅前周辺地区活性化事業についてお伺いします。

本年9月定例会で、本事業の一体的な計画を早期に示した上で、環境影響評価の手続を取ること、また地域住民への説明責任を十分果たされるよう、市が事業者や大阪府へ働きかけ、本市として努力することを求める決議が全会一致で可決されました。それらを踏まえ、本市は10月28日、大阪府、事業者と協議を行っておられます。大阪府と事業者の見解についてお示しください。

また、本市はこのような進め方は地域の住民の理解と信頼を損なうことになるため容認できないある決議文に対して、大阪府と事業者の見解をどのように受け止めておられますでしょうか。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 今回の協議の場においては、大阪府からこれまでの経過のほか、現在、事業者は①-b敷地の代替案を検討中であり、決定した際には、改めて必要な環境影響評価の手続を行う方針であると聞いており、代替案が示された段階で、市と府及び事業者と相談しながら適切に対応することや、住民への説明については、市や地元自治会連合会と相談しながら行ってきたところであり、今後とも事業実現に向け、関係機関と連携を図りながら、丁寧な説明に努めたいとの考えが示されました。

事業者からは、同様にこれまでの経過のほか、①-b敷地における代替案が定まった際には、改めて必要な環境影響評価の手続を行う方針や、住民や吹田市環境影響評価審査会の意見、環境影響評価の結果を踏まえ、府や関係機関と連携を図りながら、事

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

業全体でより環境に配慮した計画となるよう対策を検討し、引き続き住民の意見を伺う場を設けるべく努めるとの考えが示されました。

本市としては、①-b敷地の今後の進め方について、大阪府及び事業者の考えが改めて示されたものと認識しており、引き続き状況に応じて各条例に基づく手続により適正に審査するとともに、地域住民に丁寧な説明を行うよう、大阪府及び事業者に求めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 大阪府と事業者の見解は、決議が求めるものにはなっていません、とても残念です。

現在進められている環境影響評価等の手続は、法令上適合していて正当な手續なのでしょうが、これまでの経過から見ても、大阪府と事業者の道義的責任、道義的正当性が問われているのではないでしょうか。本市にはその点を十分理解していただいて、引き続き大阪府や事業所に対し働きかけていただくよう強く要望し、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 自民党吹田・無所属の会、泉井でございます。早速質問をさせていただきます。

福祉施策について。このたび議案第98号 調停条項案の受諾についてが上程されました。内容については議案資料のとおりですが、本市としては令和5年3月31日で契約満了となっている明渡しを、令和7年3月31日まで2年間もの猶予を設けたにもかかわらず、さらに令和8年12月31日まで猶予するといったこと。明渡しを遅延したときに違約金が発生するといった内容であることなど、個人的には到底納得のいくものではありませんが、市の所見を伺います。

また、議案資料第2条第8項の借地契約を解約後に本件土地のうち本件底地部分以外の土地上の申立人所有の建物を利用するため必要な水道管、電線、ごみ置場、駐輪場、道路などを引き続き使用するこ

とについて別途協議するとありますが、これは何を意味するのかお答えください。

次に、これらの事案を受けて、今後の対応について質問をさせていただきますが、当時、福祉インフラ整備のために、市の所有地で事業運営をしている福祉施設等事業内容、法人名、契約の残期間、面積、賃料全てをお答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 1点目につきまして、本調停条項案による調停の成立により、申立人に対し、期限までの明渡し義務が課され、違約金の支払い条項により、明渡しの実効性が担保されるものと認識しております。

また、成立した調停の調書は、確定判決書と同一の効力を有するとされております。仮に訴訟を提起しました場合には、判決を得るまでに相当の期間を要することなどを考慮いたしますと、この調停を成立させることができ、本事案の解決のためより良い選択肢であると考え、本案を提出させていただいたものでございます。

2点目につきまして、本件土地上には、本件建物と申立人所有の別の建物があり、その建物への電気・水道水は本件建物を経由して供給され、道路へ出るにも、本件建物の敷地内の通路を使用せざるを得ない状況であります。また、申立人所有の建物の敷地にはごみ置場、駐輪場を設置するスペースがなく、現在は本件建物のごみ置場等を共用で使用している状況でございます。

調停条項案第8号につきましては、本件建物の明渡し後も、申立人所有の建物を利用するため必要なこれらの設備について、使用される場合の対価の徴収も含め、双方で協議を行うこととするものでございます。

3点目につきまして、障がい福祉分野では七つの福祉施設を市の所有地で運営しております。

一つ目の施設は社会福祉法人さつき福祉会が運営する、さつき障害者作業所で、事業内容は生活介護でございます。契約の残期間は令和10年（2028年）3月31日までの約2年間で、面積は1,208.20平米、今年度の賃料は年額で300万2,647円でございます

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

二つ目の施設は、同法人が運営するあおぞら1・2ホームで、事業内容は共同生活援助でございます。契約の残期間は令和30年（2048年）3月31日までの約22年間で、面積は275.81平米、今年度の賃料は年額で68万5,449円でございます。

三つ目の施設は、同法人が運営する第二さつき障害者作業所で、事業内容は生活介護でございます。契約の残期間は令和30年（2048年）3月31日までの約22年間で、面積は1,650平米、今年度の賃料は年額で267万5,673円でございます。

四つ目の施設は、同法人が運営するワークセンターくすの木で、事業内容は生活介護でございます。契約の残期間は令和30年（2048年）3月31日までの約22年間で、面積は2,214.17平米、今年度の賃料は年額で532万8,462円でございます。

五つ目の施設は、同法人が運営するみんなのきで、事業内容は共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、短期入所、居宅介護、重度訪問介護でございます。契約の残期間は令和28年（2046年）3月31日までの約20年間で、面積は1,309.53平米、今年度の賃料は年額で325万4,475円でございます。

六つ目の施設は、社会福祉法人ぷくぷく福祉会が運営するぷくぷくワールドで、事業内容は生活介護でございます。契約の残期間は令和30年（2048年）3月31日までの約22年間で、面積は465.66平米、今年度の賃料は年額で115万7,269円でございます。

七つ目の施設は、同法人が運営するスマイルぷくぷくで、事業内容は生活介護でございます。契約の残期間は令和30年（2048年）3月31日までの約22年間で、面積は401.03平米、今年度の賃料は年額で69万597円でございます。

高齢福祉分野では5つの福祉施設を市の所有地で運営しております。

一つ目の施設は、社会医療法人愛仁会が運営する介護老人保健施設つくもで、事業内容は介護老人保健施設の運営でございます。契約の残期間は令和10年（2028年）3月31日までの約2年間で、面積は4,157.70平米、賃料は無償でございます。

二つ目の施設は、社会福祉法人こばと会が運営す

る特別養護老人ホームいのこの里で、事業内容は介護老人福祉施設の運営でございます。契約の残期間は令和11年（2029年）3月31日までの約3年間で、面積は2,711.23平米、賃料は無償でございます。

三つ目の施設は、社会福祉法人燐愛会が運営する特別養護老人ホームハピネスさんあいで、事業内容は介護老人福祉施設の運営でございます。契約の残期間は令和11年（2029年）3月31日までの約3年間で、面積は3,639.41平米、賃料は無償でございます。

四つ目の施設は、社会福祉法人秀明会が運営する特別養護老人ホームあす～る吹田で、事業内容は介護老人福祉施設の運営でございます。契約の残期間は令和17年（2035年）3月31日までの約9年間で、面積は2,299.33平米、賃料は無償でございます。

五つ目の施設は、社会福祉法人西谷会が運営する憩～北千里～で、事業内容は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の運営でございます。契約の残期間は令和53年（2071年）12月19日までの約45年間で、面積は1,502.02平米、今年度の賃料は年額で173万7,170円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 まず、一つ目の質問に対して、調停の成立で明渡し義務が課され、明渡しの実効性が担保されるとのことですが、私には2年間の猶予を持つことで明渡しの担保が取れると説明をされていましたが、あれは一体何だったのでしょうか。

二つ目の質問に対する御答弁ですが、さつき福祉会所有の建物があるとのことですが、そもそも論としてこの建物は何なのでしょうか。経過も含めてお答えください。

三つ目の質問に対する御答弁、7施設中5施設がさつき福祉会で、合計6,657.71平米、坪に換算すると約2,017坪です。月額の使用料は、これ平均ですけれども、坪単価で約630円です。吹田市では、一番安い屋根なしの市営駐輪場の3分の1より安い金額なんです。どれだけ恩恵を受けてきたか、誰が聞いても分かります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

そして、これらの4施設については、20年から22年既得権が続きます。当該法人には、少し前まではこれに加えて、使途の報告義務もなかった自由に使える補助金、重度加算と言われるものですが、これが毎年約1億円入っていたわけです。当時、重度加算を組み替えたときには、運営ができなくなる、職員が辞めるなど大いに騒いでいたわけですが、全て自前で運営している事業者は聞いてあれます。これは当該法人に限ったことではありませんが、どちらにしてもインフラ整備のときは仕方がないとしても、このような事案が発生したからには、今後、借地契約が満了した後も使用させる場合は、民間相場と同様の賃料を頂く、もしくは相場価格以上で売却するべきです。市の見解を問います。

これから高齢者施設も二、三年後には契約が満期となります。今回のようなことが絶対にないよう、対象法人に対して、今すぐにでも必要な措置を講じるべきです。また、その他の全法人に対しても、相当の対応を講じておくべきだと思いますが、市の見解を問います。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 1点目につきまして、本調停の成立により、本件建物の明渡しについて債務名義を得ることができ、当該調停条項に違反した場合には強制執行を申し立てることが可能となりますことから、その点でも、明渡し義務の履行の実効性が担保されているものと考えております。

2点目につきまして、本件土地上の申立人所有の建物は、平成15年（2003年）から申立人が運営するグループホームと法人本部でございます。平成13年（2001年）9月に申立人から市に対し、本件建物と同一土地上にグループホーム等の建物を増築するための土地の使用許可申請があり、グループホームの整備目標の達成等、インフラ整備の一環として承諾したものと確認しております。

3点目につきましては、間もなく契約終了となる市有地の貸付もございますことから、社会情勢に応じた適正な価格での貸付を含め、福祉施設に係る今後の市有地活用の在り方をどのようにしていくかを考えていくことは、必要であると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 先ほど、高村議員が、保育所整備に関する貸付の質問でも、それが妥当なのかという金額の部分とかおっしゃってましたけれども、あまりにもちょっと安過ぎますね。これ、さっき平均値で坪単価630円って言いましたけど、450円と思われます。どこにこの吹田市でそんな金額で借りられる所があるんでしょうか。

福祉インフラはもう全て終わっていると思っています。吹田市については、全施設があります。そして、この貸し付けている法人が、何か特別なことをしているかといったら、何も特別なことはしておりません。自営で運営している他法人とほぼ同じようなことしかやってませんので、安くする理由が全くないと、それだけは申し述べておきます。

話は戻りますが、この施設の駐輪場とはどこなのでしょうか。提出資料のとおり、施設の周り、歩道に面して点字ブロックのぎりぎりまで駐輪場なのでしょうか。それとも施設の職員以外の部外者が勝手に止めているだけなのでしょうか。また、路上駐車禁止道路にさつき福祉会と書かれた自動車とトラックが何台も連ねて駐車していますが、ここは当該施設の駐車場ですか。それとも、特別に許可を出しているのですか、お答えください。ちなみにですが、単なる送迎車なら、すぐに利用者が出てくるはずですが、しばらくの間、ドライバーも利用者の姿はありませんでした。

次に、申立人が運営するグループホームと法人本部が敷地内に増築されたとありますが、見る限り、公道に面していないように思えますが、建築確認はどのような経過で出されたのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 駐輪場につきましては、敷地内の駐輪場として整備された区画を指しているものと認識しております。自転車や送迎車両の駐車につきましては、まずは現状を法人に確認してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部からも御答弁申し上げます。

申立人が運営するグループホームと法人本部の建物は、本件建物の敷地と合わせて増築として建築確認を申請されています。このため、建築基準法の道路に接道しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 法人に確認してもらつたらいいんですけども、これありますよね、お手元に。右下のバイクについては、もうこれ完全に歩道です。点字ロックぎりぎりのどこに止めてますけども。もしこれが同法人の職員の自転車及びバイクでしたら、福祉事業をしている事業者として、いかなるものかという、道義的にどうなのかというものを冷静に考えていただきたいと思います。

次の質問をさせていただきます。当該土地の同一敷地内としても、平成13年に申請、建築し、平成15年から運営しているとのことですが、ここの借地契約はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 先ほど御答弁申し上げました、あおぞら1・2ホームの借地契約が、当該建物の契約でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 土地は建築確認は同じ土地ということで申請してて、契約はまだ20年以上残っていると。何とも都合のいい建築、そして契約を結んだものですね。ここは中央図書館、片山公園、総合福祉会館の市有地のほぼ中央にあります。平成13年と言えば、当時、阪口市政だったわけですが、当時も図書館や福祉会館の老朽化を鑑みて、さきの開発等の可能性を加味すると、どれだけ影響するか予測できたはずです。相変わらずとんでもないものを残してくれました。

さきの9月定例会でもお伝えいたしましたが、前回の市長選挙で、元市長の阪口氏が誰を応援してい

たのか、その候補者は誰だったのか、本当に応援してよかったです、その候補者を応援していた皆さんには、改めて考えていただきたいと思います。私の知る限り、ほぼ同じ思想の持ち主だったと感じております。

次の質問をさせていただきます。市民体育館について。

現在5館ある市民体育館のうち、一部のトレーニング室を除き空調の整備がされていません。特に夏期間、夏季など利用者からは空調整備を望む声が多く挙げられておりましたことから、今後の方針についての質問を予定しておりましたが、先日の公明党さんの代表質問で、市民体育館の空調設置の必要性については喫緊の課題、今年度中に策定を予定している（仮称）スポーツ施設整備計画の中で検討を進めているという御答弁をされていましたので、一つ目の質問は割愛させていただきます。

それでは、設置予算について質問をさせていただきます。

設置については多額の予算が伴います。民間施設でしたら改修費用等については、使用料等から積立てをするのが当たり前ですが、市民体育館の改修に伴う修繕予算はどのような計画を立てているのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 今後のスポーツ施設の改修等につきましては、財政状況とのバランスも鑑み、起債や有効な補助金等の活用を視野に入れ、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 多額の費用が伴う事業には、必ず予算の課題が伴います。御答弁で、起債と補助金等の活用も視野に進めていくことですが、最短の設置時期はいつになるのか、スケジュールをお答えください。

また、空調を設置すると運用コストは上がります。設置後は使用料の見直しも必要だと思いますが、市の見解をお示しください。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 空調設置には、調査や設計に一定の時間を要することから、設置スケジュールにつきましては関係部局との協議を重ねながら検討を進めているところです。

また、使用料の見直しにつきましては、吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に係る基本方針に基づき、受益と負担の公平性の確保という観点から、市民理解が得られるものとなるよう検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 調査や設計に一定の時間を要することですが、喫煙の課題と認識されているわけですから、できるだけ早期の設置に向けて検討を進めてください。担当部局と話をしていると、本当に民間感覚とかけ離れているということが感じられますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問をさせていただきます。江坂地域の客引き行為について。

江坂地域の迷惑な客引き行為については、過去に数回議会でも取り上げられておりますが、一向に改善が見られません。特に江坂駅南口については、東側、西側の両方で居酒屋の従業員と思われる者や、ガールズバー、スナック、ラウンジ、キャバクラの従業員、いわゆる黒服やホステスと思われる者が多く、通行の妨げになっているとともに、中には路上喫煙など、市民にとって非常に迷惑な状況であることは、以前から多くの声が上がっておりまます。ここはちなみに路上喫煙禁止区域ですね。ローソンの敷地内に入ってたばこを吸っている、これはだから路上じゃないという感覚で吸ってる者も多数見受けられますけれども、それも含めて全て迷惑です。

大阪府迷惑防止条例は、令和4年7月に改正され、客引き等行為について強化され、異性同性の区別なく、ラウンジ、キャバクラなど、接待を伴う飲食営業による客引き、客待ち等の禁止、ガールズバーなど異性に対する好奇心をそぞるような方法により接客し、酒類を提供する飲食店営業による客引き、客

待ち等も禁止になりました。普通の居酒屋については、深夜零時までは違法とならないにしても、狭い歩道でたむろする行為は迷惑でしかありません。それらの状況を踏まえ、市として対策は講じるべきだと思いますが、市の見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 江坂地域における客引き行為への対策につきましては、従前より吹田警察署と情報連携を図りながら、パトロールの強化など、積極的に取組を進めていただいているところでござります。

一方、市民の声として、江坂地域での相談が寄せられているなど、御指摘のとおり大きく改善されておらず、江坂地域の犯罪認知件数も他の地域と比較し高い水準にあり、防犯対策の一層の強化が必要であると考えておりますので、吹田警察署との緊密な連携の下、取締り強化に向けた協議をはじめ、地域の安全、安心の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 私は地元が江坂なので、よく声をかけられることから、ガールズバーやキャバクラであるということは、もう間違はありません。中には学生服のコスプレをしているガールズバーがあることも把握しておりますので、条例に違反していることが疑われます。早急に対応をお願いしたいと思いますが、過去の経緯から、警察任せではなかなか対応が後手に回ることも予想できます。市としても飲食店やビルオーナーへ注意喚起を行う、警察と地域で連携してパトロールを定期的に行う、条例の制定を単独で行い、市民へ周知し、地域全体で警戒するなど、これまでとは違う対応が必要だと思いますが、市の見解をお示しください。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 市としての対応といたしまして、まずは、吹田警察署と現状や対応状況の確認を速やかに行うとともに、御提案いただきました内容や他市の事例も含め、より効果的な対策について検

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

討してまいりたいと考えております。

また、本市では防災・防犯を活動テーマに、安全、安心に関し、緊密かつ横断的に多くの組織・団体が集まるJ8ミーティングを運営しておりますので、こういった枠組みも積極的に活用し、より多くの組織・団体との連携、情報共有を進め、状況改善に向けた対策につながるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 今もう12月に入って、忘年会シーズン真っただ中です。すぐにでも吹田警察と連携し、対応するよう要望します。

江坂口南口の歩行空間は、夕方以降、往来する人口の割に非常に狭くなっています。これらの客引きは本当に迷惑でしかありません。中には横断歩道上など真ん中にずっと立ってたり、もう歩行者どころか車の迷惑にもなっているというのは、もう行けばすぐ分かります。ぜひ、夜7時ぐらいですかね、7時から10時ぐらい、この南口、特に西側へ行っていただければ、その状況はすぐに確認できると思いますので、確認するのであればその時間帯に行っていただきたいと思います。

客引き行為、これは居酒屋も含めて全て違法行為ですので、深夜の1時、2時に行っていただければ、そこでも立っている姿を目撃します。そもそも接待を行う飲食店営業については12時までの営業ですので、1時、2時に立てる時点で、これはもう違法行為ということになりますので、ぜひともその時間帯も、もし機会があれば行っていただければ、もうすぐに確認できる、これはもう警察もはっきり言って把握していると思います。ただ、警察は、なかなかそういう意味では動かないですので、市が主体となって、しっかりと吹田警察と連携して、違法な営業、客引き、客待ち行為を取り締まるように強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 大阪維新の会、井口直美です。個人質問をいたします。

地域福祉活動について質問いたします。

吹田市では、社会福祉協議会を通じて、各小学校に設置された地区福祉委員会によって、公民館等を活用して地域福祉活動を担っておりますが、担い手の高齢化や福祉委員の減少で負担が大きくなっています。今、各地域で実施している地域福祉活動であるいきいきサロン、ふれあい昼食会、子育てサロン、世代交流間のグループ活動は、援助活動はいつから始まった事業なのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 地区福祉委員会は、昭和45年(1970年)4月1日に、吹一地区のほか9地区で設立され、現在はおおむね小学校区ごとに市内33地区で活動されております。

次に、地域の一人暮らしの高齢者を対象としたふれあい昼食会につきましては、昭和56年(1981年)に、その当時、高齢者が増えつつあった背景もあり、活動が始まったものでございます。

また、いきいきサロンや子育てサロン、世代間交流等の取組につきましては、大阪府において平成10年度(1998年度)から、市町村を通じた補助事業が開始され、これまで活動の充実や発展が図られてきたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 地元の福祉委員に聞いてみると、いきいきサロンは70歳以上の高齢者が対象で、お茶とお菓子で話をしているだけ。子育てサロンはクリスマス会などのイベントは参加者が増えますが、平時の参加者はばらつきがある。ふれあい昼食会は、高齢化で人数増加、場所が狭くなり大変というような課題があるようです。それぞれの地域で課題は違うと思いますが、毎年、外郭団体活動状況評価シートで、社会福祉協議会の評価はされていますが、グループ援助活動に対する地域福祉推進活動補助金の内容について、いつどのように効果検証を行っているのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 地区福祉委員会では、各種サロ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ン活動やふれあい昼食会などのグループ援助活動のほか、支援が必要な方の自宅を訪問する見守り声かけ活動などの個別援助活動を展開されております。本市の第4次地域福祉計画では、地区福祉委員会の各種活動の延べ参加者数を評価指標として、活動状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 先ほど申したように、福祉委員会の活動内容は長年続いているが、地元では今の時代に合った活動に変えたいと思っても、先輩の委員さんの手前、言いにくいそうです。長年続いている活動内容は否定しませんが、時代に沿ったメニュー、重層支援、災害対応等を取り入れた活動を検討してはいかがでしょうか。

例えば、いきいきサロンでは70歳以上の高齢者が対象ですが、対象の範囲を拡大や障がい者も利用可能にする、または地域高齢者クラブとコラボして100歳体操と見守りを行うなど工夫はできると思います。地域福祉活動の内容の見直しについて、市のお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 地域福祉活動につきましては、各地区福祉委員会の実情に応じて、様々な取組が行われています。従来の活動以外にも、いきいきサロンの参加対象者を限定せず、多世代交流の居場所づくりをされている地区や、介護事業所と連携し、介護保険についての学習、福祉用具の体験、介護予防の体操等を企画されている地区もございます。

地域福祉推進活動補助金につきましては、本年4月見直しにより増額したところでございますので、引き続き吹田市社会福祉協議会と協力し、地域の実情に応じた地域福祉活動を支援してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 地域福祉推進活動補助金の地域福祉活動は、メニューの開催回数の目標が決められていると仄聞しています。ですから、どの地域も

毎年、当然目標回数を実施するわけで、その延べ参加数で効果が出ていると判断し、ふれあい昼食会は44年間、いきいきサロン等は、大阪府の補助金がなくなつてからも27年間も続いています。本当に延べ参加数で評価することが適正なのでしょうか。

参加者のアンケートや福祉委員会の現場の意見を聞き、時代に合った活動につくり替えた後、地域の実情に応じた支援をすべきと考えます。これは要望とさせていただきます。

次に、地域福祉活動を行うに当たり、地域福祉委員会に過度な依存をしていないでしょうか。市の地域福祉は地区福祉委員会への丸投げになっているよう見受けられます。一つの仕組みに頼るのではなく、市が主体になって地域の多様な団体、施設、NPOで協働ネットワーク型福祉という仕組みを構築してはいかがでしょうか、市のお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本市としましては、支援を必要とする個人・世帯が地域の中でつながり・助け合う機能が重要であり、地区福祉委員会をはじめ、地域の諸団体や社会福祉の様々な担い手との連携は必要なものであると考えております。

引き続き吹田市社会福祉協議会とも連携し、地域とつながる機能の強化に努め、地域共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 今の答弁の地域の中のつながり、助け合う機能は大切だからこそ、その担い手が疲弊するような過度な依存は避けなければならないと思います。今回の質問は、地域福祉を社協に任せ切りではなく、福祉部自ら現場の声を聞き、耳を傾けるべきと申し付け加えて、次の質問に参ります。

いじめ問題について質問します。

先日、いじめの相談を受けました。いじめは、加害者、被害者双方に禍根を残し、特に被害者は一生の心の傷になります。ましていじめが原因が不登校になると学習の機会も奪われ、両親の心労は想像を

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

絶します。いじめ対策は予防といじめ認定後の対応を適正に行わなければなりません。

本市は、平成29年以降、複数のいじめ重大事態が発生したことを教訓に、いじめ防止対策推進法や国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえて、吹田市いじめ防止基本方針を令和7年8月に策定いたしました。

吹田市の教育委員会は、すいたG R E ・ E Nスクールプロジェクトを進めていますが、プロジェクトの取組の成果はどのように検証しているのかお聞かせください。

また、いじめの過去5年間の認知件数、いじめ重大事件の認知件数をそれぞれお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 すいたG R E ・ E Nスクールプロジェクトの成果につきましては、いじめ予防授業の取組により、児童、生徒がS O S を出しやすい学校風土の醸成につながったこと、また、いじめ対応支援員や小学校スタートアップ支援者などの人的支援を行ったことで、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応につなげ、学校の組織的対応力の充実を図れたことでございます。

いじめの認知件数につきましては、令和2年度が742件、令和3年度が1,097件、令和4年度が1,849件、令和5年度が2,453件、令和6年度が3,019件となっております。なお、いじめ重大事態の発生件数につきましては、令和2年度から6年度にかけて、合計5件となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 吹田のいじめ防止、基本方針のいじめ防止は、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが重要で、そのために市と教育委員会が連携し、いじめを許さない環境をつくり出すと記載があります。これは、具体的にどのような環境を言うのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 市と教育委員会が連携して生み出すいじめを許さない環境とは、いじめ防止に向けて、

学校・家庭・地域など、子供を取り巻く全ての関係者がいじめ防止対策推進法の趣旨を理解し、それぞれの立場からその責務を果たし、地域社会全体で子供を見守り、育てていく環境のこととござります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 教育委員会に設定しているいじめ・不登校・虐待防止対策委員会について伺います。

いじめ防止の施策が策定されてますが、令和7年10月の教育委員会の事務の管理及び施行状況の点検評価報告書を確認すると、いじめに対する委員会の発足、方針の決定、役割分担、聞き取り、指導、保護者への連絡などの対応の流れが各学校で定着し、教員が一人で抱え込むことが減少し、関係機関との連携もスムーズになりました。

一方、いじめの積極認知が進まない学校もあり、早期に対応できなかったことや、組織的な対応が取れていないかったことで、複雑化・長期化する事案も増えていますと記載されています。この積極的認知が進まない学校があることが問題だと思うし、進まない学校でいじめ事案が起こったら後手に回り、解決に時間を要することになるのではないかと心配しています。なぜいじめの積極的認知が進まないのか、原因と今後どのように対応していくのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 いじめの積極的認知が進んでいない要因といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づく対応についての教職員一人一人の理解が十分でないために、組織的な生徒指導体制が構築できていないことが考えられます。

今後も、継続的な研修を通して、教職員一人一人の意識を高めるとともに、早期に対応するための組織的な生徒指導体制の構築に向け、専門性を有する支援人材のさらなる活用及び充実を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 先ほど、いじめ認知件数を伺いました。件数が増えていることは、いじめを見つけることができないと解釈はできますが、ただ、重大事態に発展しているいじめが、いじめの積極認知が進んでいない学校で発生をしていたとしたら、市の責任は重いということを認識いただきたいです。少しでも早く組織的な生徒指導体制が構築できるよう求めます。

文科省から、令和6年12月25日に、いじめ防止対策のさらなる強化等についての事務連絡があったかと思いますが、これを受けて本市は、いじめ防止対策で強化したことをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 本通知を受けて、本市では、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、重大事態が発生した場合に対応できるような体制を整えているなどについて点検し、各校のいじめ対策の組織体制の整備が平時からできているかを確認いたしました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 令和6年8月30日に、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改正が行われましたけれども、本市が考えるいじめ重大事態とはどのようなものか、また、改正を踏まえて本市はどう対応していくのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 いじめ重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条にあるとおり、いじめ事案の中でも、児童、生徒がいじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるものや、いじめを理由に相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるものであると認識しております。

今回の改訂を踏まえまして、改めて重大事態の発生を防ぐための未然防止及び平時からの備えの重要性について各校へ周知するとともに、重大事態が生起した際には、同ガイドラインに基づいて、円滑かつ適切な調査が実施できるよう、引き続き指導して

まいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 以上、いじめ防止について伺ってきましたけれども、実際、いじめはなくなりません。次に、いじめが起こったときどうしていくかについて質問いたします。

いじめ対策は法律では学校が行いますが、本市のいじめ防止基本方針では、学校、教育委員会が行った調査を市長に報告、重大事態や必要があるときは調査部会で再調査ができ、その調査結果を再度教育委員会に通知し、必要な措置を行うそうですが、何とスピード感がないし、市は再調査するが対策は教育委員会、学校に任せる、それでは不信感を抱いた親御さんは納得するのでしょうか。

私は相談されている子供さんは、学校、教育委員会の対応により、学校に行けない状態が続いていることがあります。もっと市が踏み込んだ対応をすべきではないでしょうか。

令和6年11月26日にこども家庭庁支援局総務課が、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みを推進しています。これを受けて多くの自治体が市長部局にいじめ相談窓口を開設しています。質問です。本市もいじめ問題を教育委員会、学校だけに任せのではなく、市長部局がいじめ対応を行う体制を構築してはいかがでしょうか。

寝屋川市はいじめ対応の窓口を市長部局に設けています。学校、教育委員会のいじめ対応は、教育的な指導によるもの、市長部局はいじめを人権問題として捉え、即時停止に向けて対応を行う、二つのルートを並走させていじめ対応を行っています。被害者は二つの相談窓口があるため、相談の幅が増え、早期収拾につながっていると伺いました。もちろん市長の権限を条例で制定しなくてはいけませんけれども、有効であると考えます。市長部局にいじめ相談窓口を開設することを求めますが、市長のお考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げま

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

本市ではこれまで、いじめ防止等の施策を着実に実施するために、市の関係部局と連携・協力しながら取組を進めてまいりました。今後も、市の人権問題に係る窓口に相談があった際には、情報を共有するとともに、事案の解決に向けて、教育委員会が責任を持って対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいま教育委員会から考え方をお示しをさせていただきました。学校内部、教室内で発生をする事案、いじめ事案ですが、これに対しまして、すなわち教育委員会の責任分野に対して、市長部局が関与介入することには慎重でなければなりません、これは言うまでもない話ですが。様々な相談への対応につきましては、既に教育委員会として、ただいま答弁させていただきましたように取り組んでいるところでございます。市長部局として相談窓口という形を設けるということは、その対応の責任を担うということでもありますので、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 先ほど、いじめ重大事案というのは生命、心身、財産に重大な被害が生じることや、相当の期間、学校に行けないということを、先ほどの答弁で答弁されておりましたけれども、さつき、教育委員会が責任を持って対応すると言つけれども、これだけの事案になると、被害者や親御さんは教育委員会に相当の不信感も抱いているわけです。

市長、寝屋川市は、市長も別室指導、出席停止、学級を変えたりに加えたり、転校の相談や支援を勧告ができ、児童等の命の尊厳を守るために必要なら、警察署、児童相談所ほかにも通報できるなど、教育委員会以外でも被害者の子供を守るということの決意を示しているわけです。先ほどの市長の答弁では、責任が伴うから、それは教育委員会に責任を取つてもらつたらいいよというふうに捉えておかしくな

いような答弁ですけれども、再度市長に言いたいんですけど、吹田市もやっぱりいじめを許さないという姿勢を、しっかりと市長部局も示すべきではないかと思いますが、再度、市長の御意見をお願いします。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 寝屋川市の事例を御紹介いただきました。教育に対して行政が条例に基づいて介入をするという、その方式は、教育界でも行政の間でも議論が分かれています。必ずしも正しくないという意見が多数を占めています。ただ、参考にすることもありますので、こと重大事案につきましては、先ほどの、私の答弁はいじめの一般論の話だったんですけれども、重大事案で訴訟を伴うこともあります。これは教育委員会、それから行政が共に対応していく、それに間違いはございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 一般論といじめ重大事案というのは、やっぱり対応が違つて当然やと思いますので、市長が今おっしゃいましたけれども、覚悟を示していただきたいというふうに思つております。

次の質問に行きます。吹田市開発ビル株式会社について質問いたします。

今議会の経営状況の報告を受けて数点質問します。事業計画を説明する書類の中に、メロード1番館の売却を前提としたサウンディング調査を実施すると記載されていることについて、初めて耳にする事項です。売却の検討に至った経緯をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田市開発ビル株式会社は、これまで財務体質の強化を図ることを最優先とし、人件費、広告宣伝費、福利厚生費、交際費などの削減や株主配当の無配の継続や借入金利の見直しなどにより、短期借入金の完済を重要な経営健全化目標として、様々な財務体質の改善に取り組まれてきました。

同社が所有しているメロード吹田1番館の不動産

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

売却の検討につきましては、財務体質の改善と経営基盤の安定化につながる方策の一つとして、同社の株主である金融機関4行にサウンディング調査を行ったとお聞きしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 吹田市開発ビル株式会社の代表取締役である辰谷副市長は、議案書にも記載されているように、令和3年4月の取締役会でメロード1番館の売却についての報告を受けていたと思いますが、これについて副市長としての見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 吹田市開発ビル株式会社は、これまで様々な経営改善に向けた取組に努められています。同社の取締役会において報告されました売却を前提としたサウンディング調査につきましては、財務体質の改善と経営基盤の安定化につながる方策の一つとして理解しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 吹田さんくすは、建築から46年が経過し、設備の老朽化や機能の陳腐化等の課題も顕在化しています。メロード1番館の売却に加え、議案書の資金計画では、返済及び将来のJR吹田駅前及び周辺再整備に向けての内部留保の確保に努めるとあります。これは、将来の再々整備を念頭に置いていると捉えますが、ビジョンを具体的に示す時期に来ているように考えます。JR吹田駅周辺再々整備に向けてのビジョンを、市長がどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

JR吹田駅周辺は、吹田市都市計画マスターplanにおいて、触れ合いと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとしています。団地管理組合法人吹田さんくすでは、当該地域の今後のまちづ

くりについて関係者の意見を踏まえながら、今後の建物の方向性に関する議論をされようとしているところです。本市といたしましては、こうした議論について、その状況に応じて必要な支援、連携等を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 JR吹田駅前に関しまして、特に南側の地域についての課題ですけれども、かつてこの地域は市内の中心市街地として、最も活性度の高い所でございました。年数を重ねまして、今の状況にありますが、その間に1度再整備をしております。それも古くなってきました。その再活性化というのは、吹田市にとっても非常に大きな問題と認識をしております。

エリア内には大規模な分譲住宅が存在し、これは再整備の際に設けたものですが、分譲住宅であるだけに、これも開発ビジョンを定める上で大きな阻害要因となっております。現状のままでいいとは考えておりませんが、地権者や商業者、地域、地域住民共々、将来のあるべき姿を話し合ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 ありがとうございます。私たちとも、一般市民とも考え、市長がおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。開発ビル株式会社の役員について伺います。

再々整備は都市計画事業としての位置づけで、建て替えを進めると思います。行政が手続等の支援は必要ですが、本来、建て替えは自助努力が前提であると考えます。本市の副市長及び職員を取締役及び役員にしていることが、権利者は行政に頼り切ることになると弊害にならないでしょうか。代表質問で、吹田さんくすは区分所有建物であり、その大規模改修や建て替えの計画は、まずは区分所有者が作成するものと認識しているという答弁がありました。そのとおりであります。しかし、その建て替え

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

などの計画を立て、引っ張っていくパワーが必要です。それを開発ビルが行っていくのではないでしょうか。そのために再々整備を一歩でも進める上で、まず開発ビルの位置づけを明確にすべきと考えます。

借入金の返済に一定のめどが立った今、社長及び取締役、役員に本市の職員を企てることをやめて、いっそ民間に任せるとぐらいいの決断をしなければならない。しなければJR吹田駅の再々整備はできないと考えています。今後、役員の在り方及びJR吹田駅再々整備の開発ビルの在り方について、本市の副市長としての考えをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

吹田市開発ビル株式会社は、財務体質の改善や、吹田さんくすの老朽化への対応、JR吹田駅周辺の活気あるまちづくりへの貢献や、本市との綿密な連携を図る必要があり、副市長をはじめ本市職員が役員に就任している現在の体制を、引き続き維持することが望ましいと考えています。

吹田さんくすでは、関係者の意見を踏まえながら、今後の建物の方向性に関する議論を進めようとしており、再整備等の検討に向けて同社の果たす役割は、引き続き重要であると考えています。今後も引き続き、同社が財産更新に向けた議論を積極的にリードされるものと認識しており、本市としてもその必要な支援、連携を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 吹田市開発ビル株式会社は、これまで様々な財務体質の改善に取り組まれ、限られた人員と資金により、施設の管理・運営に努めているとともに、まちづくりに貢献してきたものと認識しております。

JR吹田駅周辺の再整備につきましては、関係権利者の合意形成が最も重要な要素と考えていることから、引き続き大規模権利者である同社が、現体制でしっかりと役割を果たされるよう、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 副市長をはじめ本市職員は、異動で人も変わると、再開発のノウハウもありません。ですから、ディベロッパーの力を借りて、年度ごとの推進目標を示すべきではないかと意見を述べて、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 質問の途中であります、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

○ (午後1時 再開)

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 大阪維新の会、清水亮佑です。個人質問をさせてもらいます。

まず公立・私立間の保育経費格差と財政構造の見直しについてお伺いします。

本市の保育行政を持続可能な仕組みへ転換するためには、限られた財源をどこに、どれだけ、どの目的で投じるかという視点を明確にし、公立・私立それぞれの役割と支援の在り方を改めて点検する必要があります。物価高騰や人件費上昇、老朽化対応といった外部環境の変化は全国的に保育のコストを押し上げていますが、その影響が公私で異なる点や、ICT化、働き方改革の浸透度に大きな差がある点は看過できません。これらの経費構造や生産性に直結するために、丁寧に整理した上で改善の方向性を示すことが求められています。

まず、児童1人当たりの経費を見ると、令和6年度公立保育所約208万円、公立こども園約183万円、私立保育所約159万円と公私の間に50万円以上の差があります。公立ではこの5年間で1人当たりの経費が約52万円増加しており、物価高騰の要因に加えて、効率化が十分反映されていないのではないかという点の懸念も指摘されています。

一方、私立は保育の大部分担う中で、人材確保、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

処遇改善、ICT化など、多くを独自に担っており、公私の支援バランスが適切かどうか最も重要な論点です。特にICT化は私立で一般化している一方、公立は導入や活用度にばらつきがあり、生産性向上が十分に実現しているとは言えません。また、改善策の効果を測定する手法が存在するかも検討すべき課題です。

財政面では、国庫負担が増えているにもかかわらず、市の一般財源負担が逆に増加しているという構造的問題があります。市独自の加算、人件費増、施設維持コストなどの影響が考えられますが、その背景を明確にしなければ、将来の財政リスクを見通すことができません。

さらに公立保育所では児童数がこの5年間で約190人減少しているにもかかわらず、総支出は増えています。人口減少が進む中で公立施設をどの規模配置で維持するのか、適正規模化や再編などを含めた中・長期的な議論が不可避です。

以上を踏まえ、本市の保育行政の公平性、効率性、持続可能性を高めるために、以下の点について質問します。

公立と私立で50万円以上の差が生じている要因について、市としてどの経費項目を主要因と分析しているのか、施設種別ごとの経費構造をどのように整理しているのか伺います。

過去5年間で公立保育所の1人当たりの経費が約52万円増加した要因と分析とコスト抑制に向けた具体的な取組状況をお伺いします。

併せて登降園管理、帳票・計画の電子化、保護者連絡のデジタル化、事務作業のオンライン化など、私立で一般化しているICT化との比較における公立の現状と課題、今後の改善方針をお伺いします。

また、ICT導入や業務改善の効果を測定する生産性評価の仕組みが存在するのか、その分もお聞きます。

国庫補助金が増加しても市の負担が減らない理由についてお伺いします。

国庫負担が増えているにもかかわらず、市の一般財源の負担増が継続している理由について、市とし

てどのような構造的要因を認識しているのか伺います。

児童数減少と固定費構造への対応についてお伺いします。児童数が約190人減少しているにもかかわらず総支出が増加している現状を踏まえ、固定費構造の課題をどう捉え、適正規模化・再編を含めてどのように見直していく考えなのかお伺いします。

公立と私立の1人当たりの経費に大きな差がある中で、公私間の支援バランスをどのように整理し、民間に過度な負担が偏らないように、どのように格差是正を進めるのか、市としての方針をお伺いします。

二つ目の質問です。中学校部活動の質と外部委託の運用改善に関する質問です。

本市の中学校部活動を取り巻く環境は、教員の働き方改革や指導人材不足を背景に、大きな転換期を迎えています。吹田市では令和6年度に外部人材を活用した部活動運営を5校でモデル実施し、一定の成果を踏まえ、令和7年度から市内全中学校計43部活動へと拡大しています。生徒の活動機会の確保や教員の負担軽減において、意義のある取組である一方、現場では新たな課題も明らかになっています。

特に深刻なのが、外部指導者が複数校を掛け持ちすることで、日によって担当コーチに入れ替わるケースが生じている点です。保護者や生徒からは、大会前日に担当コーチが変わった、重要な試合当日に別の指導者が来たといった声も寄せられています。中学3年生にとって、夏の公式戦は3年間の集大成であり、直前に指導者が変わることは精神的にも負担が大きいだけでなく、戦術理解や指導方針の一貫性にも重大な影響を及ぼします。

また部活動は仲間との信頼関係や、目標に向かう姿勢を育む教育的価値が高く、その継続性と安定性は極めて重要です。さらに、高校のスポーツ推薦を目指す生徒にとって、継続した指導と一貫した評価が進路に直結します。指導者の入れ替わりにより評価基準が統一されず、努力や成果が十分に伝わらないことで進路に不利益が生じる可能性があり、教育の公平性の観点からも看過できません。

これらの状況は単なる配置調整の問題ではなく、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

部活動の教育的役割や、生徒一人一人の努力を行政がどう支えるのかという本市の教育の根幹に関わる課題ですのでお伺いします。

大会前日や重要な試合の期間中に、担当コーチが途中で交代するケースが実際に発生しているのか。また、その発生状況を教育委員会としてどの程度把握しているのか、お答えください。

やむを得ず指導者が交代する場合、生徒への影響を最小限に抑えるため、指導方針・選手の状態・戦術面などの情報共有はどのように行われているか、事前説明や引継ぎの仕組みについて具体的にお聞かせください。

スポーツ推薦や進路選択に関する生徒への継続的な指導・評価が途切れないよう、教育委員会としてどのような仕組みづくり・ルール整備・指導者へのガイドラインの作成を行っているのか、方針と今後の改善策をお伺いします。

外部委託を拡大したことでの指導の質のばらつきに関する声も聞かれています。教育委員会として、コーチの指導力をどのように評価・モニタリングし、その結果を改善に反映する仕組みをどのように設けているのか。また、保護者・生徒からの意見を聴取する仕組みの整備状況についてお伺いします。

複数校掛け持ちによって移動や負担がある中、コーチが急遽来られなくなった場合、代替指導者の手配、または活動中止の基準をどのように定めているのか。特に大会や重要時期におけるリスク管理と、安全・品質の確保の観点で、具体的な運用ルールをお示しください。

外部委託の契約内容において、指導者の固定配置・引継ぎ義務・評価記録の作成などはどこまで明文化されているのか。また、指導者が頻繁に交代したことでの生じる教育的損失については誰が責任を負うのか、教育委員会としての整理をお伺いします。

三つ目です。保護者と保育園のミスマッチについてです。

本市の保育行政において、入園後の保護者と保育園とのミスマッチが依然として課題となっています。具体的には、園の教育・保育方針、生活リズム、行事へのスタンス、連絡方法、保護者参加の頻度など

について、入園後に、思っていたものと違うという声が毎年一定数寄せられています。こうしたミスマッチは、保護者の不安や不満につながるだけではなく、園側にとっても丁寧な説明や追加の対応が必要となり、双方にとって負担となっています。

その背景には、保育所等利用調整時において見学の有無が考慮されていないため、保護者が園の実際の雰囲気や方針を理解しないまま申請を行ってしまうケースがあることが一因として考えられます。他市では、見学の実施を申請時の必須項目とまではしていないものの、見学を推奨し、実施した場合は申請書に記載する欄を設けている自治体も見られます。

本市の保育施設において、入園後に発生する保護者とのミスマッチ内容の件数は、どの程度把握しているのか。また、その原因として、事前見学が十分でないことはどの程度影響していると分析しているのか教えてください。

本市の保育所等利用調整基準表には、現在、保育園見学の実施状況を評価項目と設けていませんが、ミスマッチ防止の観点から、見学を行った保護者については、参考情報として記載できる欄を新設することを検討できませんか。

見学を項目化することにより、保護者が自ら園の方針・雰囲気を理解し、納得度の高い申請につながり、結果として市や園の事務負担も減ると考えるが、市としてどのように評価していますか。

また、見学が難しい家庭（一人親家庭、就労時間帯が合わない家庭、産後すぐの家庭など）への配慮として、オンライン見学や動画案内の整備を市として支援する考えはあるのか教えてください。

その他で、万博記念公園アーナ整備の現状について、現在、市としてどのように把握されているのか、また交通部会等の議論を通じて、どのような状況認識を持っておられるのか、お伺いします。

保育園の複合型移行についてです。

本市では、子育て支援の多様化や地域ニーズの変化を背景に、保育園が他機能と併設・連携する複合型施設への移行を検討する動きが広がっていると承知しています。複合型化は、地域の子育て支援体制を強化し、保護者の利便性向上にも寄与し得る一方

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

で、何よりも本来の保育機能が確実に担保されることが大前提と思います。特に、認可施設である以上、法令に基づく設備基準・職員配置・運営の質の確保は必須であり、複合型化がこれらを損なうことは決して許されません。しかし近年、市内でも複合型化を検討する園が増える中で、基本的な保育機能や設備が十分に整わないまま複合型化のみが先行しているのではないかという、保護者からの懸念が寄せられています。

また、現在通園する家庭に対し、複合型化に伴う運営変更がどこまで丁寧に説明されているのか、入園時に説明された内容との大きな変更について、保護者の同意が十分に得られないまま、施設側だけ進めているのではないかといった不安の声もあります。入園後に運営形態や保育内容が大きく変わることになれば、説明とのギャップから子供・保護者双方に混乱や不利益が生じるのは避けられません。

そこでお伺いします。市として複合型施設への移行を検討する際、現在在園している子供や保護者への説明責任や同意手続をどこまで求めていますか。

二つ目、認可施設として保育の質や設備基準が確実に維持されているかどのように確認し、どこまで把握しているのか。これらについて、市としての考え方をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

初めに、公立と私立の児童1人当たり経費の差につきましては、人件費が大きく影響しているものと考えており、私立と比べ、公立では地域支援担当職員や医療的ケアを担当する職員を配置していることや、平均勤続年数が長い職員が多いことによるものと認識しております。

過去5年における公立保育所の運営経費については、給与改定に伴う人件費の増加、第2子無償化に伴う保育料の減少などにより、児童1人当たりの経費が増加したもので、園児の登降園管理や保護者連絡等のICT化を進めるなど、業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減等に努めております。

また、行政評価や財務諸表により各事業単位で評価を行っているところでございますが、新たなシステムに対応するスキルやリテラシーが不足しているケースがあることは認識しており、研修を重ねながら、段階的なICT化による業務の効率化をさらに進める必要があると考えております。

事業充当する一般財源が減少しない理由等については、要配慮児童の増加に伴い、加配保育士の人事費補助額が増加したことや、第2子の保育料を無償化したことによる保護者負担の軽減を図ったことによるものでございます。

次に、公立保育所の園児数が減少しているにもかかわらず、総支出が増加していることについては、運営経費増加の主な要因として給与改定による人件費が増加していることに起因するもので、引き続き地域の人口動向や教育・保育ニーズ、保育施設等の整備状況などを考慮し、長期的な視点により本市保育事業の最適化について検討する必要があると認識しております。

公私間の財政支援バランスと格差是正につきまして、公立施設においては、緊急保育の実施などセーフティネットの役割を担っており、私立施設と一律に比較することは困難と考えております。今後におきましては、共通の課題である保育士不足への対応や公私間の役割等の整理を視野に入れ、公立施設の効率的な園運営の在り方について検討を進めてまいります。

続きまして、保育施設と保護者とのミスマッチの内容や件数につきましては、保護者から転所希望等の相談において、施設との教育・保育方針の不一致などのお声を聞くことはございますが、件数は把握しておりません。

次に、施設見学の有無に係る申請フォームの記載欄について、入所申込に当たり施設見学は園の実態を知り、入所後のトラブルを避ける観点から、本市といたしましても積極的に案内しております。申請フォームへの記載欄化については、情報の正確性、利用調整基準への影響などを慎重に検討し、判断していく必要があると認識しております。

一方で、見学が困難な家庭への配慮としましては、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

オンライン見学などは有効な手法であると考えます。現時点では、具体的な市としての関わり方について、検討しているものはございませんが、他市事例を参考にしながら、効果的な手法について研究してまいります。

保育所の多機能化につきましては、本来の保育事業に支障が生じない範囲での実施が可能であり、各施設では子育て教室や一時預かりなどの子育て支援に取り組まれておりますが、なお保育事業の運営に疑義等が生じた場合には、当該事業の是正を求めることとしております。

市として、民間事業者による各種事業の実施・変更に当たり、保護者の同意手続まで求めるものではございませんが、認可保育事業に支障を来さないことを、施設からの書類収取や詳細な聞き取り、また現地調査を行うなどして、実態を確認しております。

保育の質や設備基準の確認につきましては、認可や認可変更を行う際、書面による確認と併せて、定期・不定期による指導監査を踏まえ、運営状況等を確認し、不適切な保育による通報等があった場合には、関係部局と連携し、速やかに対応しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 続きまして、学校教育部より、部活動について御答弁申し上げます。

大会前日や試合の期間中の指導者の交代につきましては、やむを得ず指導者を交代した事案はございます。その実情につきましては、教育委員会は委託事業者との日々の連携や定例会等により把握しております。

次に、指導者が交代する際の情報共有につきましては、部活動外部委託におきましては、指導者とは別に全体を把握する統括責任者が配置されており、ふだんから現場への巡回や指導者への指導・支援を行っております。やむを得ず指導者が交代する際には、統括責任者から指導者へ当該部活動の情報共有を図っております。

次に、スポーツ推薦や進路選択に関わる生徒への継続的な指導・評価が途切れないようにすることに

つきまして、外部委託か顧問教員かにかかわらず、推薦や進路選択を目的とした指導は行っていないことから、教育委員会としての仕組みづくりは行っておりません。教員が顧問の部活動につきましては各校で対応しており、外部委託の部活動につきましては、統括責任者が当該部活動の窓口教員と連携を図りながら、高等学校等とのやり取りなど同様の対応を行っております。

次に、指導者の指導力の評価と保護者・生徒からの意見の収集につきまして、指導者の指導力に関わりましては、委託事業者から日々の巡回指導及び保護者との連絡内容の報告を受けております。また、生徒や保護者に委託事業者がアンケートを実施し、状況を把握するとともに、必要に応じて対応を行っております。

次に、指導者の代替配置や活動中止の基準につきまして、指導者が同日に指導を掛け持ちしているというケースはございませんが、指導者の都合が悪くどうしても指導に入れない際には、当日指導に当たっていない指導者を配置、あるいは統括責任者が指導に当たっております。指導者の不在により練習や大会に参加できない事態にならないようにしており、指導者不在による活動中止はありません。

最後に、契約内容の固定配置・引継ぎ業務・評価記録の作成の明文化につきまして、業務委託仕様書の中で固定配置の文言はありませんが、参加生徒の人数等に応じて指導者を適正に配置することとしております。引継ぎに關しましては、業務委託仕様書に適切な指導を行うための体制を構築することとしており、評価記録につきましては、日次報告書を学校に提出し、月次報告書は学校の確認の後、教育委員会へ提出することとしております。

今後とも生徒により良い活動機会や環境が提供できるよう、委託事業者と密に連携をしながら、適切かつ効果的に施策を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、都市計画部から御答弁申し上げます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本市が把握している当該事業の現状につきましては、本年1月15日に事業者から提出されました大規模開発事業構想届出書及び環境影響評価提案書について、各条例に基づく手続が継続しています。

以上でございます。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、環境部からも御答弁申し上げます。

当該事業における環境影響評価審査会交通部会は、これまで3回開催され、主に周辺道路の渋滞、大阪モノレールの輸送能力、歩行者及び自転車の動線などが議題となっております。

現在、事業者から本事業に起因する環境影響の調査・予測・評価の手法及びその環境影響を軽減する環境取組案が示され、その妥当性について議論が行われており、適切に審査がなされていることから、環境影響評価提案書に係る交通部会の意見を取りまとめる段階にあるものと認識いたしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 議長のお許しをいただきて、2回目は意見を言わせてもらいます。

保護者と保育園のミスマッチについてです。

ミスマッチのお話についてですが、保護者の方から毎年一定の相談がある状況を伺うと、まずはその実態をしっかりと把握していくことが大切だと感じています。件数や内容が明らかになれば、より的確な改善につながるものではないかと思います。

また、施設見学については市としても推奨しているとのことでしたので、見学された方が申請時にそのことを記載できる仕組みがあれば、保護者の納得感が高まり、ミスマッチの防止にも寄与するものではないかと感じています。さらに、見学が難しい御家庭もありますので、オンライン見学や動画での案内が広がっていくと、より多くの方にとって選びやすい環境になるものではないかと思います。

加えて、ミスマッチが生じることは、保護者にとって負担になるだけではありません。保育園側は子供も保護者も選ぶことができないため、双方の考え方

や価値観が大きく異なる場合、園として非常に難しい状況に置かれることになります。特に、保育方針や子育て観が根本的に異なるまま入園すると、その影響を最も受けるのは子供自身であり、しんどい思いにつながってしまいます。

また、現場の保育士は、日々子供たちの成長のために一生懸命に保育を行っています。それにもかかわらず、根本的な考え方のズレが原因となってクリームに発展することもあり、結果として保育士が現場を離れてしまうケースも懸念されています。

さらに、保護者が園を替えたいと感じても、次の受入先がすぐに見つからないという現状があり、悪循環が続いてしまうこともあります。だからこそ、入園前の段階での丁寧な情報共有や、園と保護者双方の理解を深める仕組みづくりが必要だと考えていますので、本市として今後の改善の中でぜひ御検討いただければと思います。

次に、保育園の複合型移行について言います。

ただいま御答弁を頂きましたが、複合型施設への移行に関して、現場の子供たちや保護者の不安が寄せられているということを、改めて市として重く受け止めていただきたいと感じています。複合型化そのものが悪いわけではなくて、地域の子育て支援を広げるという点では大きな可能性を持っていると思うんですけども、しかし、認可保育所としての設置基準や職員配置、そして保育の質が確実に維持されることが何よりも大前提であり、その根幹から揺らいでしまうようなことがあってはなりません。

また、在園児や保護者にとって、入園時に説明された内容から運営形態が大きく変わることは大きな不安につながります。今回、市として保護者から同意までは求めていないとのことでしたが、変更の影響を受けるのは子供と保護者であり、丁寧な説明や情報提供が十分に行われている仕組みが必要だと感じています。

さらに、保育の質の確保についても、書類確認や指導監査を行っていると御答弁でしたが、複合型化が進む中では、従来以上に実態をきめ細かく把握し、必要な場合には早期に改善を促す体制が求められると考えます。複合型施設の拡大が進んでいく中で、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

市として子供たちの育ちを最優先に、保護者が安心できる運営が確保されるよう、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 吹田党・参政党議員団の石川勝でございます。今回は、外国人との共生社会の実現に向けてということについて、絞って質問をさせていただきます。

外国人住民の増加につきましては、教育、福祉、税務、防災、地域コミュニティなど、市政全般に直接影響を与える重要なテーマであると認識しております。共生社会の実現には、理念だけでなく、行政が現状を正確に把握する基盤が不可欠だと、このように思います。

しかし、昨年の私の本会議での質問に対する理事者の答弁によれば、市としては、まず外国人住民の増加の予測、人口推計などですね、それから在住外国人の地域別の居住分布、それから外国人の就労状況、それから受け入れ企業の実態、これらについていざれも把握していないということありました。これは共生政策を語るにはあまりにも情報不足でありまして、本市の基礎データの整備は十分とは言えないというふうに思います。

また、昨年の答弁の整合性に疑問が残る点もありましたので、本日は、再度根幹から確認してまいります。

まず、外国人の居住実態と生活支援についてであります。本市における外国人住民は近年大きく増加し、今後も増加が予測されています。しかし、先ほども述べましたように、昨年の理事者の答弁では、市内外国人の就労状況や地域別状況など、基礎的なデータの多くを把握していないということがありました。そこで、昨年お聞きした内容と現在の状況について、改めて具体的にお伺いします。

外国人の住民数、国籍別人数、年代別、留学生の数について、過去3年間の数字を改めてお示しください。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 過去3年間の年度末時点における人数を、それぞれ令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）の順に申し上げますと、まず本市に居住する外国人は、6,443人、6,862人、7,473人で、上位3か国の国籍別では、1位の中国が2,308人、2,437人、2,693人。2位の韓国が1,722人、1,725人、1,676人。3位のベトナムが507人、593人、652人で、年代別では1位が20歳代で2,123人、2,269人、2,543人。2位が30歳代で1,265人、1,370人、1,530人。3位が40歳代で833人、893人、1,004人。また、在留資格が留学の人は、1,525人、1,501人、1,617人となっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今御答弁もありましたように、若い世代で人口、吹田市の方が増えているということであります。それで、外国人の居住が局所的に増加しているということによって、保育とか、学校とか、医療とか、地域コミュニティに影響が出ている地域が、これ全国で増えております。吹田市でも、例えばですよ、健都周辺とか、大学の周辺、大規模マンションエリアとか、新しく開発された分譲地などで、何らかの変化が生じている可能性があると思います。本市として、地域別の外国人住民の増減をどのように把握して、地域課題の早期発見につなげているのか、現状をお示しください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 地域別の課題につきましては、御指摘の外国人住民数の動向を捉える手法もございますが、本市におきましては、主に外国人や外国人と関わりのある住民からの具体的な困り事の積み上げを基に、地域課題の把握に努めております。

地域課題の早期発見のため、吹田市多文化共生ワンストップ相談センターにおける相談内容の分析や、子育て中の外国人の交流、外国人の子供の放課後の居場所づくりなどの事業を通して、生活における困り事などの把握を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今の答弁では、そんなに大きな課題は今のところないということですが、今後はどうなるかちょっと心配なところもあります。

そして、今後、増加していくと予測される在住の外国人の生活ですね、これ自体の支援体制というのも、さらに充実させていくということが求められると思いますが、現状認識が重要だと思ってます。現在の多言語相談窓口の利用件数と相談内容の傾向をお示しください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 吹田市多文化共生ワンストップ相談センターの今年度の相談件数は、10月末時点で536件となっており、昨年度の全体の734件を上回る見込みでございます。

令和7年度（2025年度）の主な相談内容といたしましては、日本語学習に関する相談が159件、通訳、翻訳に関する相談が76件、教育に関する相談が76件、入管や行政手続等に関する相談が74件などとなっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今答弁ありましたように、いろいろと相談件数も増えていく傾向にあるということであります。さらなる充実が必要だと思います。

それで、外国人の就労状況についてもお伺いします。昨年の理事者の答弁では、市内の外国人就労状況については、把握していないという回答がありました。しかし、外国人雇用は市内全体の企業に広がっておりまして、課題の把握というのが共生社会において不可欠だと思います。再度、現状をお聞きします。

特定技能や技術、人文知識とか国際業務、こういった在留資格は近隣自治体で急増していると思います。吹田市でも雇用されていると考えられますけれども、在留資格の把握状況などについて現状をお聞かせください。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 在留資格につきましては、外

人の方が本市に転入される住民異動届の際に登録し、毎月月末時点での統計情報を蓄積しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 それでは、外国人を雇用する企業とか商店の実態について、現状どのように把握しているか、内容を教えてください。また、今後、定期的に課題とか定着率などについての調査を実施する予定があるのかないのか、それも教えてください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 市内事業者の外国人の就労状況につきましては、定期的に実施しております労働事情調査等において把握に努めているところでございます。

令和6年度（2024年度）の調査では、外国人の採用に関する設問に対して、採用したい、検討したいと回答された事業者は39.9%、また、雇用している外国人の数に関しては、一人と回答された事業者が51.9%を占めており、少人数の受入れが中心の傾向がうかがえます。引き続き、定期的に外国人就労状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 いろいろと情報をこれからも把握していただけるということでありますが、企業は外国人の雇用というのは、これを進める一方で、言語とかコミュニケーションの能力、そして定着の課題ということも抱えております。市内の外国人雇用企業に対して、個別に市として支援するためのアンケート調査とか、あるいはそういうような相談体制をさらなる強化したりとか、そういうことを行っていく予定はありますか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 先ほどの御答弁の中で申し上げました労働事情調査のほか、JOBナビすいたでの対応に加え、留学生を抱える市内大学への実態調査を基に、現状把握を進めているところでござい

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ます。また、本市に寄せられる相談は限定的であるものの、相談等で得られた情報を踏まえ、今後の労働事情調査の調査項目を見直すとともに、国、府など専門支援機関と連携しながら、状況に応じた対応に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今の労働調査等で把握ということではありますけども、吹田市は吹田市独自でいろいろと吹田市の特徴もあるわけでございます。特に江坂の地域を中心とした市街地では、外国人労働者の数が増えるだろうというふうに思います。市独自のそういう施設についても、今後もますます充実させていっていただきたいというふうに考えております。

そして、今度、外国人の税金の未納状況について伺います。

昨年、私は市内の外国人による不動産所有の状況ですね、把握について質問いたしました。担当理事者の答弁では、固定資産税課税台帳には国籍情報の記載がないため、所有者が外国人かどうかの把握はしていないということでありました。でも、その後の私の直後の質問に対しては、外国人が所有する不動産に係る不納欠損額とその割合を年度別に答弁をいただいたわけであります。

一見すると、外国人による不動産所有状況を把握していないのに、なぜ外国人分の不納欠損額だけ分かるのかというふうに矛盾が生じるような感じがあります。これは、市民に誤解を与えかねない極めて重要な論点でありますので、認識を改めて確認をさせていただきたいと思いますが、昨年の私の質問に対するその答弁に、私の解釈としては、日常的には税務台帳に国籍情報がないため、所有者の国籍を体系的に把握していない。しかし、滞納処理などの個別案件の調査の際には、住民基本台帳等と照合して国籍を把握するがあるので、その範囲で不納欠損額を集計したという理解で整合するのか、明確にお答えください。

○村口久美子副議長 税務部長。

○中村大介税務部長 地方税法上、固定資産課税台帳の登録事項には国籍情報がないため、国籍情報を収集することはできません。

また、滞納整理・滞納処分を行う中で、滞納者が外国人であるかどうかの情報が必要となる場合もございますことから、システム上、日本人と外国人を区別した抽出が可能となっており、外国人が所有する不動産に係る不納欠損額の把握に至ったものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今の答弁にもありましたように、本市は外国人所有不動産の状況を体系的に把握する仕組みを持っていないにもかかわらず、不納欠損処理の段階では国籍を判別しているということであります。この体系的把握の欠落については、行政として課題だと私は思います。それを課題だと認識しているのかどうかということについてのお答えを下さい。

それから、本市は今後、外国人による土地とか不動産の所有の現状把握の方法を検討していくという意思があるのかについて、国の重要土地等調査法とか、各自治体の外国資本調査の動きなども踏まえて御答弁を頂きたいと思います。

○村口久美子副議長 税務部長。

○中村大介税務部長 国籍情報の把握につきましては、地方税法上、固定資産課税台帳の登録事項に国籍情報がないことから、課題の認識はございません。

次に、外国人による土地・不動産所有情報の把握につきましては、国において不動産の移転登記時に、国籍把握の仕組みの検討を進める等の情報がございますことから、まずは国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 今の御答弁では、国籍情報の把握につきましては、地方税法上、固定資産課税台帳の登録事項に国籍情報がないから、課題の認識は

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ないということでありました。でも、税務部としてはそのような答弁になると認識しておりますが、私、市全体での体系的把握の欠落というものが、ちょっと課題じゃないのかなというふうに思っております。今の答弁を聞かれて、市長の御所見もこの際、お伺いしておきます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 外国人転入者の国籍情報を体系的に把握をすべしという御意見を頂いております。人口減少が急速に進んでいる我が国においては、今後、継続的に外国人が流入するであろうことは容易に想定をされます。その流れにおいて、御指摘の点につきまして、これは国の機関において適切な判断がなされる、なされる必要があると感じております。そして、自治体の必要に応じてそれを把握ができるという、目的外の情報でそれを把握するのではなくて、自治体が直接それを把握をするようなルールが整えられるのではないかと期待も持って思っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 昨年もお聞きしたんですけれども、本市における外国人の税金の滞納状況について、その後の状況を把握するために、再度、直近3年間の固定資産税、それから都市計画税の各年度の不納欠損額、そのうち外国人が所有する不動産に係る固定資産税、都市計画税の不納欠損処理の状況について詳細を教えてください。

○村口久美子副議長 税務部長。

○中村大介税務部長 直近3年間の固定資産税、都市計画税の不納欠損額につきましては、令和4年度（2022年度）が約1,241万円、令和5年度（2023年度）が約1,046万円、令和6年度（2024年度）が約982万円、そのうち外国人が所有する不動産に係る不納欠損額につきましては、令和4年度が約53万円、令和5年度が約8万円、令和6年度が約25万円となっております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 再度確認させていただきました。いろんな角度から体系的に把握できる部分は把握していくという、こういう姿勢が重要だと認識をいたしております。

次に、外国資本によるまちづくりへの影響についてお伺いしたいと思います。

外国資本による土地の取得というのは全国で増加しております、地域のまちづくりに大きな影響を与えています。先日、北海道の倶知安町役場に行かせていただきまして、いわゆるニセコエリアの状況について詳しく聞いてまいりました。土地の価格の上昇率は日本一ということであります、あらゆる値段が超インフレ状態であります。元から住んでいたり住民も生活しにくい状況があるということで、子育て世代は住居を構えることが困難になってきていて、子供の数も激減しているということありました。

雇用面においては、外国人の賃金に比べて日本人の賃金が低いというふうに言っておられました。また、外国資本による違法開発、それから外国人労働者受入れのための巨大な施設の建設、それから投資詐欺によるホテル建設が途中で止まったまま放置されているとか、あるいは違法ドラッグがめっちゃ広がっているとか、そういうことですね。倶知安町の未来に大きく影響する事案がたくさんありますよということをお伺いしてまいりました。しかし、この町としては、現行の法律とか制度の下でどうしようもないという状況があるということでありまして、頭を抱えておられたということあります。

さらにまちの現状というのを私も見て感じたことは、外国資本のホテルが宿泊価格が1室500万円、1日ですね。しかもこれ1週間単位で借りなあかんから、1週間借りたら3,500万円、4,000万円というお金で1室借りるというふうな状況。

それから、私も勉強のために1杯頂きましたが、ラーメン1杯4,000円、ハンバーガー5,000円、ちょっとね、もう考えられない状況がそこに訪れております。信州なんかでもそんな状況が起きているんやということを、この間、市長にもお伺いしましたけ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

れども。

それで、バブル期に地価上昇率全国でトップクラスであった吹田市も、何となくあったんですけど、吹田市は幸い、いいまちになってよかったなと思っていますが、今後もこの倶知安町と同様というか、同じではないんですけど、そういう事態が起こる可能性というのは否定できないと思います。市として国内にこのような現状があることを認識した上で、本市のまちづくりに今後どのようなことが懸念されると認識しているのか、お聞かせいただきたい。

また、吹田市において、最低でも外国資本のような土地取得の状況を把握する仕組みを持つべきだと主張します。見解をお聞かせください。また、具体的な調査方法を検討しているかどうかも教えてください。

○村口久美子副議長 税務部長。

○中村大介税務部長 外国人の土地取得については、本市にどこまでの影響があるか不透明なところがございますが、報道等によると、マンションの価格高騰や、マンション家賃の引上げ等の問題が生じていることを把握しているところでございます。

また、外国人の土地取得情報の把握につきましては、国籍情報が固定資産課税台帳の登録事項になつていないことから、調査については考えておりませんが、今後、国において、不動産の移転登記時における国籍把握についての検討が進められていくことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

(7番石川議員登壇)

○7番 石川 勝議員 ただいまの答弁では、現在、外国人の土地所有状況の把握については、国籍情報が課税台帳の登録事項になつていないことを理由に、今後も調査については考えていないということですけども、市長の見解をお伺いします。

○村口久美子副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 事の重要性は理解をするのですが、これを自治体レベルで対応することが適切なのか、

また可能なのか、今後の国の動向も視野に入れつつ、研究をしてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

(7番石川議員登壇)

○7番 石川 勝議員 昨年、私の質問に対して市長は、日本人と外国人と殊さら区別することなく、自己以外の人々とも共生することが必要と述べられました。その理念は賛同できます。それで、私は区別を前提とした行政基盤を整備するお考えが必要だと思いますが、その考え方を市長はお持ちかどうか。また、具体的の方針がそういったことがあるのか、市長の考え方をお聞かせください。

○村口久美子副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 様々な点において区別をすべきものは区別をするということは必要であります。ただ、実社会において、これが人を相手にする場合でなければ、誰と誰とを区別をするのか、その合理的な根拠は何か。区別すべき具体的な事項は何か。区別による人権上の問題はどうなのかななどの議論を、多様な人々との共生の観点から重ねる必要がある。ここは非常に重要な点だと感じております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 7番 石川議員。

(7番石川議員登壇)

○7番 石川 勝議員 時間がなくなりましたが、残念ですが、ここで終わりといたします。ありがとうございました。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 日本共産党の玉井美樹子です。質問を始めます。よろしくお願いします。

まず初めに、児童、生徒の性的被害の相談とその後のケアについて、そして教育センターでの相談、その後のケアなどをお聞きをしたいと思います。

教育センターには様々な相談が寄せられると思いますが、性被害・性的な被害に関わる相談についてですが、相談によっては性被害が主訴となることや、また例えば学校に行けないことが主たる悩みと思わ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

れていたが、聞いていけば起因となることに性被害があつたというようなことも含めて寄せられていると思います。主訴も起因となることも含めて、受け止め方により状況が変わってくると思います。

例えば、2020年から2025年の5年間について、主訴と受け止めなかつた事例も含めて件数や状況などはどうなっていますか。相談の後、内容によってはトラウマケアが必要となることもあると思いますが、専門的な機関との連携はどうなっていますか。

次に、公共施設最適化委員会で方針が示された、旭通り商店街への保育所の誘致についてお聞きをします。

該当する場所は交流スペースがあり、コインparkingがあります。交流スペースの運営は、まちづくり協議会が担ってきました。交流スペースでは日常はカフェになっていますが、イベント時は間借りを実施し、将来の開業に向けた取組への支援にも使われています。先日、イベント時に間借りでカフェをしていた若い方は、こういうスペースがあると将来に向けて、どうしたら開業ができるか考えられるからありがたい。今の仕事をしながら、自分の休みを使い、繰り返し続けていく中で開業したいと思っていると話されておりました。市が支援するのはこういう人たちだと思います。

交流スペースができてから、まだ8年です。外向きのトイレも設置をされています。なぜ、そこに保育所の誘致なのでしょうか。該当地はJR以南地域です。今年の2月議会で、吹三幼稚園と東保育園の統合の計画が出たときに、私は、保護者の声にもあるように、吹田第三幼稚園で3年保育を行うとともに、小規模保育園からの受皿にもなれるようするべきではと求めたところ、市は、公立幼稚園を3年保育の幼稚園型認定こども園に移行した経過は、小規模保育事業での2歳児保育を満了した子供の受入先確保の観点から進めてきた。吹田第三幼稚園のあるJR以南地域、片山・岸部地域は、現在3歳児以上の枠の不足は解消されている。利用希望園と受入れ枠のミスマッチにより、入所や転園がかなわなかった場合があることは認識をしているが、当該区域では、教育・保育ともに3歳児以上の提供量は充足

していると答弁をしていました。今後の見通しについても踏まえ、どんなに伝えて、市はかたくなに答弁を変えることはなかつたのに、矛盾しているのではないかでしょうか、答弁を求めます。

太陽の広場について、人の配置などの考え方についてお聞きをします。

利用の人数にかかわらず、各地区3人までということですが、利用の実態と見合つたものにはなっていません。その配置で対応し切れないで、プラスで配置をして対応をしているところもあります。画一的な対応でなく、実情や利用の人数、または実績による対応が必要だと思います。利用人数は実績報告書の提出を求めているので、市も把握をしていると思います。

人数だけでなく、例えばフォローを必要とする児童がいるとか、いろいろな事情があると思います。また、利用したいと考えている人が利用できるようになるとことなど、実情に応じた体制を取れるよう、画一的でない対応が必要だと思いますがいかがでしょうか。

みまもりあいプロジェクトについてお聞きをします。

認知症高齢者を探せるとし、導入が始まっています。基本アプリは無償提供、個人情報を保護するステッカーは初期費用（5,600円+消費税）のみで運用費の負担はかかる仕組みです。高齢福祉では初期の導入の際の個人情報を保護するステッカー費用の補助が実施をされています。このアプリは、全世界に発信されるSNSと違い、探すときのみの情報共有で、そのときだけのやり取りとなり、秘匿性があります。

先日、模擬体験する取組に参加をして、開発をされた方のお話を聞かせていただきました。旭通り商店街では、かくれんぼスタンプラリーとして、アプリでの体験をし、あわせて認知症への理解を広げるも取り組まれていました。東山田や佐竹台でも試行が行われ、市長も実際に体験をされた関大前まつりでも取り組まれています。

障がい、特に放課後等デイサービス事業所や児童発達支援の事業所など、子供の関係のところでも利

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

用することで、事故を防げることにもつながっていいくのではないかでしょうか。事業者へアプリの利用について市が推奨し、高齢福祉と同様に必要な初期のステッカーの補助など検討していただきたいですが、いかがでしょうか。

その他として、発達支援保育の新年度からの制度変更についてお聞きをします。

新年度からの制度の変更により影響を受ける子供たちはどれぐらいでしょうか。第3期障がい児福祉計画策定に向けてのアンケートでその設問はありませんでしたが、寄せられた意見の集約の中に、こども園・幼稚園・保育所での障がい児の教育・保育の充実などの声が寄せられており、多く見られるとアンケートの結果がまとめられております。

アンケートを基に計画を策定されたというふうに思いますが、計画には、巡回相談・支援体制の充実と示されてはいますが、今の制度を大きく変更することは示されておりません。アンケートの設問にもなく、計画にも示されていませんし、吹田市こども計画にも、その記述はないのに大きく変更するのなぜでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは学校教育部より、性被害に関する御答弁申し上げます。

性的被害についての事例や相談件数につきましては適切に把握しておりますが、個人が特定される可能性も危惧されるため、当事者の方の心情に配慮し、公表するものではないと考えております。

また、相談を受けた後のケアにつきましては、長期にわたる場合もございますが、当該児童、生徒の成長段階や心身の状態を丁寧にアセスメントし、ニーズを把握した上で、在籍校や支援機関、医療機関と連携し、専門家の助言を踏まえ、相談者に寄り添った対応を続けてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部から御答弁申し上げます。

まず、JR吹田駅南立体駐車場跡地に関しまして

は、保育の受皿確保が求められる区域に位置しており、保育の需給状況から3歳児未満で不足し、待機児童が4人発生している中で、これらの状況に速やかに対応する必要性が生じているところでござります。

また、3歳児以上では充足しておりますものの、駅前で利便性が高い当該用地を将来にわたって効果的活用することができる保育所を整備することは、未利用児童の削減、乳幼児期の一貫した保育が提供できるほか、一時預かり保育など多様な保育ニーズへの対応も検討でき、児童福祉の向上を図ることはもとより、地域及び商店街の活性化にも寄与できることが期待できるものと考えております。

次に、発達支援保育に関しては、現行制度において、保護者の就労要件にかかわらず保育所等で支援を受けている児童は27名でございます。この再構築につきましては、支援児童の増加に伴い、保育関係事業者から巡回相談など、充実した対応を強く市に求められていること。発達支援保育の利用児童の減少、また就労家庭の増加に伴い保育所等入所枠の確保が必要なことから、現制度の中で行っている支援を再編するものでございます。

第3期障がい児福祉計画においては、支援が必要な児童の増加に対応できるよう関係機関と課題の検討を進めていくこととしており、本制度の再構築に当たっては、現行制度利用者への影響を最小限とするよう留意しつつ、慎重に対応を進めてまいりました。今後も、利用児童、保護者、保育事業関係者の不安に寄り添いながら、取組の趣旨にも御理解頂けるよう、説明を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、太陽の広場に関する御質問について、地域教育部から御答弁申し上げます。

太陽の広場における見守り活動を行う地域ボランティア謝礼金につきましては、1回当たり3人分を基本として委託料をお支払いしております。参加児童数や活動場所が離れているなど、様々な事情があ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

るものの、各地域の御助力の下、児童が安心、安全に過ごすことができるよう、必要な人数を配置していただいていることは認識しております。引き続き、地域の皆様の御意見を十分お聞きしながら、実情に応じた環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 続きまして、みまもりあいプロジェクトについて御答弁申し上げます。

放課後等デイサービスなどの事業所において、みまもりあいアプリ及びステッカーの活用が有効であるか、まずは事業所に御意見を伺い、状況等を把握した上で検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 2回目の質問と意見を言わせていただきたいと思います。

児童、生徒の性的被害の相談とその後のケアについて、主訴をどのように受け止めるかにより、初動の対応が変わります。捉え方をどうするか、例えば研修や専門相談の窓口を設けておくなど、見直しが必要ではないでしょうか。その都度、連携をということではあるというふうに思いますが、基本は性教育をきちんと行う、せめて、みんな活き活きプログラムを元に戻して実施することを、真剣に検討していただきたいです。

吹田市男女共同参画センターの相談、性犯罪・性暴力に関する相談には、専門的な相談へのアクセスと併せて、具体的にどういうことが性暴力に含まれるかが書かれていて、一人で悩まずに相談してと呼びかけられています。こういう呼びかけが大切なというふうに思いますし、被害に寄り添うことだというふうに思います。子供の性被害は身近な人、信頼している人、顔見知りの大人から被害を受けることが多く、周囲に気がつかれないまま、被害を重ねてしまいます。

こちらになりますが、「キツネくんのひみつ」という絵本があります。子供のトラウマの治療のため

の絵本なので、実際にトラウマケアの専門的機関でも使用をされております。

絵本には、被害に遭ったきつね君が誰にも話せずにいると、いつもと違う様子に気がついてくれた、ふくろう先生のおかげで、苦しかった出来事を相談することができたという内容です。この絵本の中には、子供に分かる言葉で「わるいひみつがあると、おなかの中でトゲトゲがそだつ」という説明が出てきます。この説明は、小さな子供の心にも響く言葉です。子供がトラウマ的な出来事を体験したときに、周囲の大人が子供の心を守ってあげられれば、子供が被る悪影響は最小限に抑えることもあると思います。せめて、子供の手の届くところの学校の図書室や保健室、教育センターなど、大人も子供も手にできる所に置くことを検討してはどうでしょうか。

旭通り商店街の保育所誘致について。

当該の土地は商業地です。保育所を誘致するに当たり、商業地への保育所誘致が商業地への呼び込み策とされているのは理解をするものですけども、朝の登園の時間帯、夕方の帰りの時間帯のみで、それは商業の対策とは言えないと思います。交流スペースは役割は終えたんでしょうか。起業体験なども行われていて駐車場もあります。今の活用について、市が積極的な策をそもそも考えるべきだと私は思います。担っているところにというなら、どういう対策が必要か、市が支援できるようにプロモーションすればいいのではと思います。

保育所は、一旦できると30年から50年は運営が続きます。保育の計画の、JR以南・片山・岸部に造るというなら、今後、統合などにより市の土地は岸部の地域にあるはずです。待機児童がと言われるなら、誘致でなくとも既存の施設で受け入れを考えることのほうが現実的ではないでしょうか、答弁を求めます

太陽の広場について。

状況が分かり認識をしているなら、3人までとか画一的な対応でなく、状況に応じた、実績に応じた対応ができるよう検討をしてください。

発達支援保育について。

変更後、来年度の影響を聞いているので、今現在

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の人数の答弁は違うと思います。1歳半健診、3歳、すこやか健診なども行っていますから、おおよその予測はできるのではないかでしょうか。グレーゾーンの児童のことを考えれば、聞き取りなども行っていると思うので、把握をされていると思いますが、そのような影響の予測もせずの見直しなんでしょうか。計画に示してなかったのは、そもそも計画しなかったという理解でいいでしょうか。全て答弁を求めます。

以上で、2回目の質問と意見を終わります。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 初めに、学校教育部より御答弁申し上げます。

相談の主訴を的確に受け止め、一人一人に寄り添った適切な初期対応により、相談者の安心、安全を守ることができるよう、相談員への研修をはじめとする相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

また、御提案いただきました、児童、生徒の心を守るための方策につきましても、学校をはじめ関連機関と連携し、当事者の心情に配慮の上、専門家の意見を伺いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部から答弁申し上げます。

まず、増加する保育需要への対応といたしましては、まずは既存施設での弾力的な受入れ、私立幼稚園による保育事業の拡充などの取組を推進し、なお不足が見込まれる場合には、新たな施設整備に着手することとしております。当該区域に関しましては、量の見込みに対し既存施設の取組だけでは不足を賄うことが困難であると認識しております。

次に、発達支援保育の利用児童数は、経年変化の推移から、就労家庭の増加や就園における選択肢の多様化等によって、今後も利用数は減少すると予測し、再構築を進めてまいりました。

いわゆる、グレーゾーンと呼ばれる児童の把握は困難ではございますが、現制度を利用する児童への支援だけでなく、配慮の必要な全ての児童を対象に、巡回相談の強化、加配制度の整備を行い、より幅広

く支援を行えるよう進めているところでございます。

担当においては、喫緊の課題として、増加傾向にある支援児童数への対応が必要であると判断し、令和4年（2022年）から制度の在り方について継続的に検討を進めてまいりました。第3期障がい児福祉計画においては、障がいのある児童や、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関し、定量的な目標数値を設定するとともに、見込み量の確保のための方策として、支援が必要な児童の増加に対応できるよう、関係機関と課題の検討を明記し、これに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 保育所の誘致について、3回目の質問をさせていただきます。

充足しているという認識で、なぜ誘致なんでしょうか。既存施設で賄えない理由が全く分かりません。商店街の関係の皆さんや、そうした方の意見を聞くこともなく、決まりましたからと進めるのは、どうかというふうに思います。

吹三幼稚園と東保育園の統合の計画、今はストップをしてますが、そのままにして検討することなく置き去りにしている人たちもいると思うので、よく考えていただきたいと思います。ここ同じ地域ですね、JR以南・片山・岸部地域の話ですから、園児数減少で統合と、そして新設と、児童部の計画として矛盾していると思います。計画の見直しを求めたいと思いますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該跡地の保育所誘致については、本区域での3歳児以上の受皿は充足しているものの、3歳未満児では待機児童も発生しておりますことから、速やかに受皿の拡充に取り組む必要性が生じていることによるものでございます。また、当該区域では、低年齢児の入所枠が不足しており、既存施設の活用による取組だけではその不足を賄うことが困難な状況であると考えております。

当該区域での公立の幼稚園・保育所の一体化の計

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

画に関しましては、園児数が減少している幼稚園の利用者について、集団の学び合いの機会の確保を目的に検討しているもので、今回の保育所整備については、増加する保育ニーズへの対策を目的としているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 大阪維新の会、乾 詮です。個人質問をいたします。

通告しました人事院勧告に係る給与報酬改定については、先日、追加提案がありましたので、そちらの議案質疑で質問いたします。

大分市佐賀関の大規模火災から見る本市の木造住宅密集地の消防と都市計画についてお伺いします。

質問の前に、大分市佐賀関の大規模火災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

既に同僚議員からの質問もありましたが、このたびの佐賀関での大規模な火災は、決して他人事ではないと思います。そこで、私からの質問は、本庁舎周辺の吹田第二小学校区、吹二地区に特化し、数点質問します。

吹二地区は、木造住宅が多く密集する地域であり、道路も狭隘で緊急車両の通行も困難、または不可能な状況の道路環境にあります。消防は、この地域での火災の発生時の消火体制について、どのように想定し消火活動に当たるのか、消火活動についての計画やマニュアル等を策定し、備えをしておられるのでしょうか、お伺いします。

狭隘な道路や路地、セットバックされた所に、いわゆるいげず石と呼ばれるような支障物によって消防車両の通行が妨げられ、消火活動に支障を来すような事態は存在するでしょうか。存在するのであれば、今後、市としてどのような対応を取られるお考えでしょうか。

例えば、建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づき整備された通路に、車両の通行を妨げる車止めが設置されている場所も存在します。这样的ことで消防車両の進入が妨げられた場合は、1分1

秒を争う消防・救急活動のさなかで、本市としてどのような対応をなされるのでしょうか。消防並びに関係部署の御見解をお伺いします。また、吹二地区における消防活動についての啓発は十分に行われていますか。

次に、吹二地区内は空き家も散見され、吹田市空き家対策計画では、泉町では高齢化率が高く、住宅が立て込んでいる地域であるため、駅徒歩圏内外にかかわらず空き家が多く分布している。敷地規模や接道条件により、建て替え更新が困難な空き家が多いため、そのまま放置され状態の劣化が進んでいることが想定されると記されています。

吹二地区は準防火地域であります。基準を満たした防火性能の建材等を使用した家屋であっても、築何十年と経過すれば経年劣化等により防火性能も衰えていくと考えられます。空き家が多く存在し、また、準防火基準を満たす家屋であっても防火性能も衰えているとすれば、佐賀関のような延焼の心配があると考えますがいかがでしょうか。各担当理事者の御所見をお聞かせください。

さらに、根本的な問題として、木造住宅密集地域で、かつ狭隘道路が多い吹二地区の現状をまちづくりとしてどのように捉え、改善を必要と考えているのか。その改善のために区画整理等の手法を用いるなど、整備計画を策定していくお考えか、都市計画部の見解を求めます。

岸部中地域のまちづくりについてお伺いします。

本年9月2日の吹田市企画会議で、青少年クリエイティブセンターの青少年会館・体育館・運動広場管理棟の3施設について、運動広場の周辺用地を取得した上で、当該取得用地を含む運動広場用地へ移転・集約建て替えを実施する方向で検討を進めることを確認されました。本市ホームページに公開の会議概要によると、施設の老朽化対策が必要なこのタイミングに、施設を集約化してよりよくしていくことで、健都と隣接する岸部中地域のまちづくりを進めていくスタートポイントとし、全市的な青少年の拠点施設としても改めて位置づけ、子供や若者が行きたいと思える居場所をつくっていきたいとあります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

また、他の施設との複合化については、必要な機能について市として方向性を定めた上で、今後検討していくとのことです。そして、意見としては、青少年クリエイティブセンターについては、（仮称）こどもスポーツパークといったような、青少年が運動できる特色のある施設として位置づけて検討するといったことも考えられるのではないかとありました。

そこでお伺いします。岸部中地区には岸部診療所の跡地や今後の移転建て替えに伴い生じることぶき保育園の後利用のような大きな面積の用地をはじめ、公有地が多数存在しています。このような状況の中で、青少年クリエイティブセンターの（仮称）こどもスポーツパークとしての整備にとどまらず、岸部中地区を具体的にどのようなまちづくりの構想を持って整備推進していくのか、クリエイティブセンターの施設再編の基本構想との関係とスケジュールについて、地域教育部と都市計画部にお伺いします。

次に、本庁舎の駐車場ゲート機械の更新についてお伺いします。

本庁舎周辺の駐車場入場待ちの渋滞も幾分か解消されたかと思われますが、週の初めや週末、またはメイシアターでのイベントの開催等で、いまだ周辺道路の渋滞が散見されます。渋滞の原因の一つとして、駐車場管理システムの機能にあるのではと考えられます。入退場システム機器は、旧式のバーによる制止であるために生じる時間的なデメリット。ゲートでの駐車券の受け取り及び退場時の料金精算に係る時間的なデメリット。特に、料金精算時に小銭や小額紙幣を持ち合わせないときの対応に支障があること等、数え上げると幾つも入退場に要する時間的デメリットが思い浮かび、入退場の時間的支障が渋滞の一つの要因であると考えられます。

そこでお伺いします。駐車場の入退場システムの機器の更新が迫っていると仄聞しておりますが、機器の更新の際に、スーパーの駐車場でも一般的となっているナンバー読み込み式で制止バーのないシステム並びに退場前の事前精算システムと精算機のキャッシュレス化を導入してはと考えます。以前、渋滞解消を求める質問に総務部長答弁では、駐車場周

辺の入場待ちの車線確保を検討する旨の答弁をされたほどですので、車線確保工事のコストに比べれば少額の予算で済み、まして予定されるシステム更新の際の利便機能の導入ですから、コスト面ではさほど問題は生じないと思います。駐車場管理システムの更新の際に渋滞緩和に寄与する機能の導入を強く求め、担当理事者の答弁を求めてます。

次に、市民病院における医療に係る手話通訳者配置等についてお伺いします。

同僚議員の発案で、議員有志による手話講座を開催することとなり、スタートアップとして本年10月29日に、議員有志と聴言協会、手話サークルの会員の皆さんと懇談会を行いました。その際に参加者が手話をコミュニケーションの手段とされる方から、盲腸の痛みで吹田市民病院を受診した際に、突然のことで手話通訳者の派遣を受けられず、医師とのコミュニケーションが取れずにいると、医師から、聞こえる家族を連れてくるようにと言われ、配偶者も手話をコミュニケーションの手段とされていることから、病のさなかに精神的にもつらい思いをされたことをお話しされました。

人には言語に限らず多様なコミュニケーション手段があります。中でも手話は、障がい者基本法において言語と位置づけられています。さらに本市では、吹田市手話言語の普及及び障がい者の意思疎通手段の利用を促進する条例、（以下、吹田市手話言語等促進条例と呼びます）が令和5年12月1日から施行されています。

さらに本市では条例の下、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障がい者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、吹田市手話言語等促進条例施策推進方針も策定され今日に至っています。

このような本市における手話言語をコミュニケーションの手段とすることに市を挙げて取り組んでいく中で、本市が出資し、障がい者医療など地域医療の促進のための運営費負担金の交付を受ける吹田市民病院にあって、医療に係る手話通訳者の配置がな

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

いことは、非常に残念なことであります。

また、本年11月17日には、吹田市聴言障害者協会ほか5団体から市民病院に対して、市民病院に専任手話通訳者の配置、適切なコミュニケーション支援の実施、職員対象の手話研修及び聴力障がい者を理解するための講座を開講を要望する要望書が提出されています。この要望の内容を市民病院とともに本市も真摯に受け止め吹田市手話言語等促進条例並びに条例施策推進方針の精神と目的にのっとり、対応を強くお願いし、担当理事者の御所見をお伺いします。

次に、犯罪被害者支援に関する条例制定についてお伺いします。

平成16年に成立した犯罪被害者等基本法では、基本理念として途切れることのない支援等を掲げるとともに、地方公共団体に対し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を課しています。また、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とし、実効的な事項を盛り込んだ条例の制定については、第4次犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った、総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するものとされ、また、地方における途切れぬ支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめにおいても、犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において、犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要なものである。また、全ての地方公共団体において、条例の制定がなされることが望ましいとされるなど、非常に重要なものであるとされています。

しかし、本市には、犯罪被害者等支援として、殺人、傷害等の故意の犯罪により被害を受けた者及びその家族に対して見舞金を支給する制度がありますが、いまだ条例の制定には至っていません。殺人のような凶悪犯罪が発生しないことが何よりですが、本市は、特殊詐欺の発生が大阪府内でもトップに位置していることから、特殊詐欺の被害者の相談や救済の必要性は非常に高いものだと思われます。大阪市や堺市をはじめ、府内の複数の自治体でも特殊詐欺被害者も含まれた条例が制定されています。

市が条例を制定することの意義やメリットとしては、犯罪被害者のニーズは地域によって異なることから、独自に条例を持つことで、相談窓口や支援員配置、連携体制等の整備など、本市の実情に応じた支援を実現できます。また、犯罪被害者を社会全体で支えるという姿勢を明確に住民へ示すことができます。これは、被害者・家族が相談しやすくなる心理的な効果も期待されます。

警察、医療機関、学校、NPO、弁護士会など、被害者支援は多機関連携が不可欠です。条例制定により関係機関との連携強化が進むことで、支援を途切れなくする仕組みをつくることができるようになります。また、条例は、市の被害者支援を一過性の取組ではなく、継続すべき行政責任として位置づける効果があります。これにより、予算確保や人員配置が安定し、長期的な支援体制の整備が期待できます。条例に住民啓発、差別・偏見の防止、報道機関との協力なども含むことにより、被害者や家族が二次被害を受けにくい社会づくりが進むものと考えられます。

以上、述べましたように、市が条例を制定する意義は、地域に根差した支援体制を整え、被害者が孤立しない社会づくりを制度的に保障することにあると言えます。よって、本市も、犯罪被害者支援に関する条例を制定することを強く求めますが、担当理事者の御所見をお伺いします。

地方公営企業法第7条についてお伺いします。

昨年の11月議会で、我が会派の議員の質問で、9月定例会で2024年12月に任期満了を迎える水道事業管理者の後任について、市長が兼任することにより、特別職一人分の経費を削減することを求めた、水道事業管理者を置かない場合などは、吹田市水道条例の改定などが必要。市長が水道事業管理者を兼任される形での効率化と経費の削減を求める市長の御答弁をお願いするとの趣旨の質問に対し、後藤市長の答弁は、水道事業は激変期にあり、近い将来、管理者設置の法的根拠である地方公営企業法の見直しがなされるのではないかと考えております。本市水道組織の在り方を検討する中で、それに先駆けた形として、水道事業管理者については特別職ではなく、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

その機能・職務を代理する職員を置くことにより、引き続き健全で持続可能な事業経営に当たらせていただきますとのことでした。しかし、市長の述べられた公営企業法の改正はいまだ行われていません。

そこで、お伺いします。本市水道事業において、水道事業管理者が不在であること、並びに市長が水道事業管理者の権限を代行することを条例に規定しないことについて、何を根拠に条例に規定されないので、また、1年近く条例改正されていない状況が、公営企業法が規定するところに反していないのか、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、その他の質問として、少し明るい話題の質問をいたします。

去る11月29日、大阪・関西万博会場東ゲート前広場で、大阪府民1,000人を招待し、吹田市へ旅立つミャクミャク像を見送るイベントが開催されました。イベントには吉村知事、横山大阪市長が参加され、アバンギャルディと、もずやんがコラボしたダンスが披露されるなど、大変盛り上がった様子がテレビ等で報道されていました。

そこで、御提案です。来年3月頃には、ミャクミャク像が本市、万博記念公園に移設を予定されています。この契機を生かして、本市の魅力発信につながるように、ミャクミャクお迎えセレモニーを大阪府・大阪市の協力の下に開催してはいかがと思います。その節は、すいたんもアバンギャルディとコラボした、きれっきれのダンスが披露されることを期待し、担当理事者の御所見をお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 本市の木造住宅密集地の消防と都市計画等に関する数点の御質問につきまして、まずは消防本部から御答弁申し上げます。

吹二地区におきましては、消防車両が通行できない狭隘な道路があることから、火災防御の重点地域として、進入路の把握、消防水利の調査を基に、管轄する消防署で消防戦術の計画を策定しております。

また、消防活動につきましては、事前に把握した実態を踏まえ、災害現場の状況に応じた活動となることからも、現状のところ狭隘路や置き石などによ

る消火活動の支障はございませんが、著しく活動の支障となる障害物を確認した場合は、必要に応じ関係部局と調整してまいります。

消防活動上における啓発につきましては、必要に応じて消防車両などにより巡回広報を実施しておりますが、より効果的な方法を研究してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部に頂きました数点の御質問のうち、まずは木造住宅密集地の消防と都市計画等について御答弁申し上げます。

通路上の車止めにつきましては、接道のない敷地において、建築する場合に必要な建築基準法第43条第2項第二号の許可においては、歩行者の通行を妨げない形状であれば、通路上に車止めがあっても建築基準法上は支障がないものと判断しています。

次に、吹二地区における空き家による延焼の懸念につきましては、火災による延焼の要因は様々あるものと考えられますが、適切に管理されていない空き家が火災発生時に延焼を拡大させる要素の一つとなることは、十分に認識しております。

また、建築物の防火性能の衰えにつきましては、建築基準法において、建築物の維持保全は所有者等の責任で、常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされています。

次に、吹二地区の現状をどう捉えているかにつきましては、市街地における火災の危険を防除する目的として、建築物の不燃化または難燃化を促進し、市街地の防災性の向上を図ることが必要な範囲に、準防火地域を指定しています。当該地域で土地区画整理事業等の面的な事業は予定しておりませんが、開発事業や建築物の建て替えの際には、現行の都市計画や建築基準法等に基づき、道路の拡幅や準防火地域に必要な性能を確保した建築物の建て替えが進み、それらが適正に管理されることで、市街地の防災性の向上が進むものと考えております。

最後に、岸部中地域のまちづくりについて御答弁申し上げます。

当該地域の公共施設及び市有地の在り方に関し、まちづくりの視点や中・長期的な視点から関係部局

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

間で共通認識を持ち、連携して施設の在り方等を検討しているところであります。全体構想やスケジュールをまとめるには至っていません。クリエイティブセンターの移転・集約建て替えの検討は、当該地域の公共施設や市有地を活用した取組であり、当該地域のまちづくりの第一歩と認識しています。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして、青少年クリエイティブセンターの移転・集約建て替えに係る岸部中地域のまちづくりについて、地域教育部からも答弁申し上げます。

青少年クリエイティブセンターの移転・集約建て替えに当たりましては、岸部中地域における将来のまちづくりのほか、市有財産の有効活用の視点なども踏まえながら、府内の関係部局が連携して検討を進めてまいりました。今後、同センターの移転・集約建て替えに係る基本構想を策定する予定であり、岸部中地域のまちづくりに向けた第一歩になるものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 続きまして、総務部よりお答えいたします。

本庁舎の既存駐車場管理システムについては、入退場ゲートにおいて駐車券の受け取り、現金での料金精算を行う必要があり、手間や時間がかかることから渋滞発生の一因となっていることは認識しております。

駐車場管理システムの更新の際には、安全性・利便性を考慮した上で、チケットレス式や事前精算等も含めて、出入庫をスムーズに行える機能を持つ管理システムの導入について検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 続きまして、市立吹田市民病院における医療に係る手話通訳者配置等に関する御質問に御答弁申し上げます。

市立吹田市民病院における聴覚障がい者への対応といたしましては、手話のできる委託職員の配置や

筆談のほか、コミュニケーションボードを活用とした対応等の可能な取組を実施されているとお聞きしております。現状として、専任手話通訳者の配置につきましては、費用面や人材確保面から困難であると考えておりますが、聴覚障がいを含め様々な障がいの特性に応じた合理的配慮の必要性は、市といつても認識いたしております。

現在策定中である同病院の第4期中期目標案に、合理的配慮への対応に関する新たな項目を追加するほか、これまで他市の事例を共有するなどしており、引き続き同病院に対して、安心して受診いただける環境整備を求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 犯罪被害者支援に関する条例の制定につきまして、市民部より御答弁申し上げます。

現在、本市では当該条例を制定しておりませんが、大阪府の犯罪被害者等支援条例に基づく被害者支援調整会議に参加することにより、大阪府、大阪府警、弁護士会等の関係機関と連携しながら、見舞金制度の紹介を含む犯罪被害者支援を実施しております。本市独自の条例の制定につきましては、市内の犯罪被害の状況把握に努めながら、国による支援の在り方や他市の動向を注視し、検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 地方公営企業法に関する御質問について、まずは担当よりお答えいたします。

水道事業管理者の職務を代理する法的根拠につきましては、地方公営企業法第13条第1項に、管理者に事故があるとき、または管理者が欠けたときは、管理者が当該地方公共団体の長の同意を得て、あらかじめ指定する上席の職員がその職務を行うと規定しております。

同条同項に基づき、吹田市水道事業管理者職務代理者の指定に関する規定を定めており、その規定に基づき水道部長が水道事業管理者の職務を代理しているものとの認識でございます。

水道事業におきましては、自然災害への対策や老

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

朽化した水道管の破損などインフラ整備の課題が顕在化し、持続可能な水道を目指した基盤強化が求められております。昨年には監督省庁が国土交通省に移管され、今年6月に国が公表した上下水道政策の基本的なあり方検討会の第1次取りまとめでは、国主導による経営広域化の加速化や、上・下水道の一体的な再構築と公費負担の在り方などが示されたところでございます。

このように水道事業は激動期の中にあります、日々の安定給水により、市民生活、産業活動を支え続けるという水道事業者の責務を果たしてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 次に、ミャクミャクお迎えセレモニーにつきまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

ミャクミャクのモニュメントにつきましては、所有者ある大阪府が展示方法などについて現在、検討中と伺っております。今後、情報収集に努め、本市の魅力発信につながる連携の検討や、すいたんとミャクミャク等との共演機会がございましたら、すいたフェスタ等での共演実績も踏まえ、皆さんに喜んでいただけるような取組を考えてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 水道事業管理者についての御質問がありました。ただいま担当から法的見解を詳細に説明をさせていただきました。引き続き現体制で、安定的な事業運営に励んでもらいたい、そのように考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 お許しをいただき2回目の質問、これは意見、要望とさせていただきます。

吹二地区の消防体制について、消防戦術の計画を策定されていると説明いただき、道路、通路に消火活動の支障となる障害物を確認された場合は、必要

に応じて関係部局と調整するとの答弁をいただきました。同僚議員も指摘しておられましたが、本市において大分市佐賀関のような火災状況とならないよう努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、空き家や狭隘道路など、都市計画の課題については、対策と改善を求めるとともに、消防との情報共有をさらに行われることを要望します。

次に、本庁舎駐車場管理システムの更新に当たっては、スムーズな入退場が行えるように取り組み、本庁舎周辺の渋滞解消につなげるよう、強く要望します。

次に、岸部中地域のまちづくりについて、青少年クリエイティブセンターの移転・集約建て替えを地域のまちづくりの第一歩に位置づけられているとのことですが、地域のまちづくりの全体像を早期に構想されることを要望します。

次に、吹田市民病院の医療に係る手話通訳者の早期配置を要望するとともに、多様なニーズに対応したコミュニケーション手段の検討を求める。

次に、本市の特殊詐欺の被害状況ですが、令和6年中に131件、約2億円と仄聞しております。被害件数、被害額ともに深刻な状況にあります。犯罪被害者等支援の条例の制定を行うことで、被害者に寄り添う姿勢を示すことは大変重要であると考え、早期の条例制定を要望します。

次に、水道事業管理者の件につきまして、水道部長が引き続き水道事業管理者の職務代理を務められることについて、法的な根拠を確認しました。水道の安定供給に努めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、ミャクミャクお迎えセレモニーの実現に向けて、積極的に取り組んでいただき、市民の皆様にも喜んでいただき、そして広く吹田市のシティプロモーションにつなげるイベントとなされるよう、取り組んでいただきますことを要望し、質問を終わりります。

○村口久美子副議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○村口久美子副議長 議事の都合上、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時38分 休憩）



（午後3時10分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 自民党吹田・無所属の会、藤木栄亮です。個人質問を行います。

私は、9月議会において、学校徴収金について様々な問題点を追及いたしました。今回は、その第二弾を38万市民の皆様にお届けをいたします。

まず、9月議会での約束の形骸化について3点の質問をします。

1点目、9月議会で教育委員会は、繰越金が突出して大きい学校に対し、保護者に過度な負担を求めることがないよう指導すると答弁しました。教育委員会からの指示が現場に届いてない組織統制の問題も明らかになりました。議会質問後、校長指導連絡会で、具体的にどのような指導を行いましたか、お答えください。

2点目、答弁にあった過度な負担や突出して大きいという基準、それ自体が問題であると私は述べました。百歩譲ってその過度な負担や突出して大きいという基準を教育委員会が設定していたとして、その基準なるものを具体的な数値で各校長に示しましたか。それとも、全体的な注意喚起にとどまりましたか、お答えください。

3点目、学校徴収金マニュアルに全く沿わない運用を教育委員会の指示が各校に徹底されなかった反省を踏まえ、組織統制の強化についてどのような具体的な指示を出したのか、校長連絡会で提示した資料と内容をお答えください。

次に、滞留する3億円の経済的損失と法的責任についてを行政経営部に質問いたします。

繰越金率40.1%、総額約4億円のうち、合理的な積立金部分、仮に1億円として、この1億円を除く過大徴収された約3億円は、長期間銀行口座に滞留

していましたことになります。この法的根拠の薄い3億円が約2年半もの間、保護者の手から離れ、市内で消費されることなく滞留し続けたことによる外部不経済について、具体的な試算を求めます。この3億円が児童1人当たり1万円ずつ3万人分保護者に還元され、地域で消費されていた場合の経済波及効果と市税収入への影響を、総務省の産業関連表を用いた標準的な手法で結構なので、試算結果をお答えください。

次に、組織的流用の証拠と虚偽答弁についての2点を確認いたします。

1点目、前回の9月議会において、私は会派を代表して学校徴収金の未納分を他の保護者から預かったお金で一時的に穴埋めしている事実を指摘しました。教育委員会は、不適切であり反省していると答弁をしました。当然です。意図的に繰越額を発生することは不適切であり、担当からは、令和5年度の一括徴収開始後、学校現場に対してそのような指導を行ったことはないと報告を受けておりますが、今後も繰越金を含め、適切な会計処理が行われるよう、必要な指導を行ってまいりますとの答弁をされました。

さて、令和6年2月5日付で、各校長宛てに発出された通知文、卒業生への一括還付に係るPTA会費、生徒会費の未納額について、通称、一括還付通知が存在します。皆様にお配りしました。その中で、生徒会費については、年度末及び年度更新後の処理が非常に煩雑になることが分かりましたので、他の学校徴収金と同様、未納であっても学校徴収金で立替え支払いをするよう取扱いを変更します。同様に、令和6年2月13日付年度末処理に向けた支払い等の徴収金システムへの反映についてもこうあります。卒業生・在校生とも未納分を含めた全ての生徒会費の支払いをシステムに反映させ、支払いが済んでいない生徒会費の支払いをしてください。この通知は、繰越しや流用について、教育委員会の立場を鮮明にするものではないでしょうか。教育委員会が組織として事務が面倒だという理由だけで、余った教材費は返さずに、他人の未納分の穴埋めに使え、他の学校徴収金と同様に、未納であっても学校徴収金で立

て替えて支払いをするよう取扱いを変更しますと、目的外流用を公式に指示しているのではありませんか。

9月議会で意図的に繰越額を発生させる指示をしたことはないと答弁されておりますが、この通知は未納額流用を指示しております。そもそも繰越額なき流用は経済的に不可能です。これは議会に対する虚偽答弁ではないでしょうか、お答えください。

2点目の質問。先進事例とされる熊本市の公金外現金等取扱いマニュアルでは、熊本市は地方自治法235条の4に基づき、公金外現金の取扱いを原則禁止とした上でこう明記しています。公費やその他の公金外現金との間で立替え払いや補填をしてはいけませんと。熊本市は、やってはいけないと禁止していることを、吹田市はやりなさいと指示しています。いや、確かに吹田市も学校徴収金マニュアルだけを見れば、同じ記述は散見されます。ですが、制度変更初年度には、早くもけつを割り、前述のようなマニュアルを出し、その指示どおり未納決済の穴埋めに保護者のお金を流用しましたが、不適切会計なので保護者に報告すらしておりません。9月議会での答弁と、この文書指示、どちらが教育委員会の姿勢として正しいのかをお答えください。

次に、金融機関を巻き込むコンプライアンス違反について、行政経営部にお聞きします。

この問題がはらむ金融リスクについて、教育委員会は昨年度末で4億円超、積立金部分を除いても数億円の不要な繰越金が発生しており、教育委員会名義の口座で管理されています。教育委員会はこれを市費と説明していますが、ここには重大な金融コンプライアンス違反があるのではないかと考えます。

金融庁のマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインでは、取引時の状況から、疑わしい取引を検知し届け出る義務を定めています。教材費として集めたお金が教材費、積立金等の未納穴埋めに使われるという資金移動は、経済合理性を欠く異常な取引です。金融庁の事例集でも契約者本人以外の第三者のために活動している疑いがある場合は、疑わしい取引であるとされています。現在、教育委員会は未納保護者という口座に、お金のない

第三者のために完納保護者のお金を動かすという活動をしているとも考えられます。金融機関は、包括外部監査でも指摘されたこの疑わしい資金の流れをどう考えているのでしょうか。

その答えは、本市の指定金融機関の理事長である須戸裕治博士の論文、「経済組織としての信用金庫」にあります。須戸博士の論文の中では、地域金融機関は利益最大化よりも規模、預金量の最大化を行動原理とするボーモル型企業の特性を持つと分析されております。つまり、銀行にとって、この4億円の滞留金は、何もしなくても手元に置いておけるおいしい資金なのです。教育委員会は、事務の手抜きのために、銀行は預金確保のため、この両者の思惑が合致しているので大ごとにはならないのでしょうか。私は、専門家ではないのでお聞きします。包括外部監査でも指摘されたこの不適切な資金移動について、もし当該金融機関に金融庁検査が入れば、銀行に何らかの行政処分が下されると想定されますが、当該金融機関に確認した上で見解を問います。

次、今回のメインのテーマ、生徒会費の闇について数点の質問をいたします。

1点目、市内中学校で強制的に年間2,000円程度を集めている生徒会費についてお伺いをいたします。これは単なる会計ミスの話ではありません。教育委員会が子供たちへの教育を放棄し、不正を教えているという極めて深刻な問題と捉えます。

まず、皆様にお配りした学校現場のアンケート結果を見て愕然としました。生徒会費の予算配分が各クラブの言い値や昨年度ベースで決まり、明確な基準がない学校が散見されます。さらに驚くべきことに、一部の学校では決算報告がなしと回答されている。具体的に伺います。中学校18校のうち、何校が各クラブの言い値で予算を決定しているのですか、お答えください。生徒・保護者への決算報告を行っているのは何校ですか。決算報告をホームページで公開しているのは何校ですか、お答えください。

2点目、生徒の家庭から、PTAとは違い生徒会加入の有無など問うていません。その強制的に集めた生徒会費というお金を両勘定で使い、生徒はもちろん、家庭に対する会計報告すらしない。社会に出

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

れば到底通用しないような不適切な資金管理を、あろうことか学校自身が、それも生徒会費という、いかにも生徒が自主的に運営している費目のありようとして生徒に見せつけているのではないでしょうか。これは教育基本法第2条が定める公共の精神の育成という教育目標に真っ向から反しておりますか、お答えください。

3点目、令和6年2月5日の通知文では、教材等の業者だけではなく、生徒会費の未納分を学校徴収金から立替え払いをするよう指示しています。まさに目的外流用を推奨していますが、これは適切ですか、イエスかノーでお答えください。

4点目、事務が面倒という理由で不正流用についてお伺いします。さらに許し難いのが、この通知では生徒会費の未納について、これまで立替え払いをしていなかったが、年度末の処理が非常に煩雑になるため、他の学校徴収金、教材費等で立て替えて支払うよう取扱いを変更すると明記されている。教育委員会は、未納者への督促や適正な会計処理という本来やるべき業務を、面倒くさいという理由だけで放棄し、他の保護者から預かった教材費の余剰金を勝手に流用して穴埋めするという禁じ手を組織的に指示しています。事務を楽にするためなら、他人の財布に手を突っ込んでもいい。これが吹田市の教育委員会が子供たちや教職員に示すモラルなのでしょうか、あきれて物も言えません。

生徒たちは今、社会科の授業で民主主義を学び、道徳の授業で正義を学んでいます。しかし、その同じ学校で大人たちが、面倒くさいから他人の金で穴埋めをするという不正を組織的に実行している。先ほども申し上げました、これは教育の自己矛盾ではないでしょうか。この通知は恐ろしい副作用も持っています。余剰があれば未納を埋めてもいいというルールは、裏を返せば未納を埋めるために余剰をつくれ、多めに取れという指示になります。だからこそ学校現場は、赤字を恐れて過大に徴収し、その結果が4億円の繰越金という異常事態を招いているのです。

あなた方や教育委員会事務局の事務を楽にしたい、

借金取りなんて面倒だという都合のために、保護者は必要以上にお金を取られ、それが地域経済から消えている。そして、その不正な流用によって、確実に集められる生徒会費が言い値でまかり通る。この不透明な教材費の、わざと多めに集められた余剰金によって、裏で補填され、表面上の帳尻合わせがされている生徒会費の構造がある限り、学校現場にもコスト意識や適正管理の動機は生まれません。

教育長に3点求めます。

- 1、全小・中学校の生徒会費の使途監査を行い、言い値や使途不明の状況を議会に報告してください。
- 2、令和6年2月5日付の流用指示通知を撤回し、保護者への謝罪文を出してください。

3、そして副市長が方向性を確約された公会計化について、教育委員会が実施期間として実行時期を明言してください。子供たちの自主性を隠れみのにした大人の会計不正はもう許されません、明確な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金につきまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

初めに、令和7年（2025年）10月校長指導連絡会におきまして、繰越金に関する問題点について、令和6年度に年間1万円以上の余剰金が発生し、翌年度へ繰り越される事例があったことを示し、年度当初から教材購入計画や行事計画を綿密に立て、適正な徴収額の設定と計画的な執行、保護者への丁寧な説明に努めるとともに、繰越金が多く発生することのないよう、必要に応じて徴収計画の見直しを行い、やむを得ず余剰金が発生した場合には、年度後半の徴収額を調整する、または繰り越した額を差し引いて徴収するなどの対応を行うよう指導いたしました。

その際には、具体的な数値等は示しておらず、全体的な注意喚起を行い、学校徴収金等事務マニュアルなど、学校徴収金に関するルールを再確認し、適正な運用を行うよう指導いたしました。

続きまして、令和6年（2024年）2月5日及び2月13日付の通知につきましては、PTA会費及び生徒会費の未納額の取扱いについて通知したものでございますが、この通知は未納分の支払いに充てるた

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

めに意図的に繰越金を発生させるように指示したものではなく、9月定例会での答弁にそぐわないものではございません。

続きまして、生徒会費のクラブ活動への予算配分方法につきまして、基準を設けずに各クラブからの要望を受け、会議の場で予算額を決定している学校は、18校中8校でございます。

生徒・保護者に向け生徒会費の決算報告を行っている学校は18校中2校で、決算報告をホームページで公開している学校はございません。

生徒会費につきましても、教材費等と同様に、生徒・保護者に対し、決算報告を行うよう努めてまいります。

生徒会費につきましては、会計処理の正確性を確保するため、教職員が責任を持って適正に管理すべきであると考えております。教育基本法第2条の公共の精神の育成の趣旨に反するものとならないよう、教職員が適切な会計管理を行うことで生徒会活動を支え、生徒にとって生徒会組織の運営に関わることが、責任を持って役割を果たすことの大切さを学ぶ機会となるよう改善を進めてまいります。

続きまして、令和6年（2024年）2月5日付の通知につきましては、PTA会費の未納分を学校徴収金で立て替えて支払うこととはしておりませんが、生徒会費の未納分につきましては、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を一時的に充てることとしております。このことは、事業者への教材代金の支払いと同様の取扱いでございまして、9月定例会でも御答弁いたしましたとおり、適切ではないと認識しております。

続きまして、教育長への3点の御質問につきまして、まずは担当より御答弁申し上げます。

生徒会費の予算の配分方法等につきましては、各学校において管理しているものでございますが、今後は年度末に生徒会費の使途について各学校からの回答を求め、現状の把握に努めてまいります。

次に、令和6年（2024年）2月5日付通知に記載のある、未納の生徒会費に学校徴収金で立て替える取扱いについては、適切でないと認識しております。保護者に対しましては、学校徴収金の取扱いに疑念

が生じることのないよう、説明責任を果たすべく努めてまいります。あわせまして、今後、未収金の対応策を早急に講じ、是正を図ってまいります。

最後に、学校徴収金の公会計化につきましては、学校徴収金システムの更新時期等も考慮し、令和10年度（2028年度）からの実施を目指して、関係部局と調整しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 生徒会費につきましては、現状把握に努めるとともに、まずは各学校において保護者に対し、教材費等と同様に説明責任を果たすよう指導してまいります。

令和6年（2024年）2月5日付の通知につきましては、今後、学校徴収金業務全体の見直しを行う中で、必要な対応を行ってまいります。

学校徴収金公会計化の実施時期につきましては、ただいま学校教育部長から御答弁させていただきましたとおりでございます。

学校徴収金の取扱いについて、信頼を損なうことのないよう、徴収・管理業務の効率化と透明性の向上、公平性の確保に資する取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、行政経営部に頂きました御質問に御答弁申し上げます。

まず、3億円の民間消費支出があった場合の経済や税収への影響について申し上げます。

一般的に経済波及効果と言われるものにつきましては、（簡易版）平成30年大阪府産業連関表経済波及効果推計ツール（107部門）というものを用いて推計をした場合、直接効果を含め3.14億円という結果が得られます。

税収につきましては、当該ツールでは税への影響が推計できないため、根拠はお示しできませんが、仮に3億円が全て消費税率10%の消費に使われたと仮定した場合の消費税額は、単純計算で国税・地方税合わせ約2,700万円となります。納められた消費税の一部は、地方交付税や地方消費税交付金の財源となり、これらの中の一部は本市にも配分されます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、これらの数値において、個々の家計、保護者による支出かどうかによって差異が生じるものではないと考えております。

次に、コンプライアンスについての御質問でございますが、御指摘のように、金融機関には犯罪による収益の移転防止に関する法律や、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインによって、犯罪組織やテロリスト等に日本の金融システムを悪用されないよう、様々な取扱いが義務づけられてございます。

金融機関に届出義務のある疑わしい取引の類型例示のうち、御質問の口座名義人が本人以外の者のために活動していることが疑われる事例といたしましては、例えば、架空名義または借名であるとの疑いのある口座開設、そうした疑いが生じた口座を使用した入出金、また口座名義人の属性に照らし不自然な態様や頻度で行われる取引などが挙げられてございます。教育委員会によりますと、学校徴収金を預けている口座の契約名義は吹田市教育委員会であり、口座の開設目的は保護者から集めた学校徴収金やPTA会費の管理でございます。その口座におきまして、口座名義人たる教育委員会の事務として、保護者からの振込を受けるほか、教材購入等の支出、余剰金返金などを行っているとのことでございます。こうした実態を踏まえますと、先ほど申し上げた金融システム悪用が疑われるような取引には当たらないのではないかと認識いたしております。

なお、教育委員会から、学校徴収金を預けている金融機関5か所に対し、繰越金や任意団体であるPTA会費も含めた私費の預金について、口座開設手続や口座利用内容において違法性のある瑕疵がないか確認をいたしましたところ、個々の資金の動きについては金融機関として関与するものではなく、回答できないという趣旨的回答を得たというふうに聞いております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 議長のお許しをいただき、2回目の質問をいたします。

答弁で、10月の校長指導連絡会で、保護者への丁寧な説明に努めると指導したことですが、10月以降、全保護者に対し、未納分の業者への支払いを完納者から繰越金で肩代わりしていた目的外流用をしていましたとの文書報告はしたのですか。この期に及んで目的外流用事実を隠蔽する気なのですか、お答えください。

令和6年2月5日通知は、未納分の支払いに充てるために意図的に繰越金を発生させるためのものではないとのことですが、本通知を基にした令和6年2月28日の全校対象の説明会で、繰越金発生指示と流用指示と捉えられる説明をしたと仄聞しております。その後、9月議会での繰越しを意図的に指示したことはないという答弁により、現場では混乱を招いていると仄聞しております。そこで2点お伺いをいたします。

教育委員会は、令和6年2月28日の当該参加者の見解は、説明趣旨を参加者が誤解しているだけとの理解でよろしいでしょうか。

2、誤解している者がいるのは事実です。誤解を解くために、この通知は未納分の支払いに充てるために意図的に繰越金を発生させるためのものではないという、この議会答弁をそのまま各学校現場へ文書で通知するよう求めますが、見解を問います。

次、生徒会費についても、教育委員会が組織的に不適切手続を指示していたのですから、当然、学校現場と保護者へ説明責任が生じます。詳しい内容を文書で説明したのか、この期に及んで目的外流用事実を隠蔽する気なのか、お答えください。

生徒会費の決算書を過去5年に遡り、ホームページで公開することを求めます。

次、今後は未収金の対応策を早急に講ずるとありますか、いつまでにしますか、お答えください。

次、公会計化は令和10年度の実施を目指すとの答弁ですが、それまでの間の未納分対応は、これまでのように保護者のお金で肩代わりさせるつもりなのでしょうか。この期に及んで目的外流用を続けるおつもりでしょうか、お答えください。

以上で、2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金に係る2回目の

御質問につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、先ほどの10月校長指導連絡会で、保護者への丁寧な説明に努めるように指導いたしましたとの答弁につきましては、各学校で発生した繰越金に関して、各学校において丁寧な対応をするように周知したものでございます。

未納分の支払いに既に徴収している他の保護者の学校徴収金を一時的に充てていることにつきましては、現時点において保護者に対し説明を行っておりませんが、現在、未収金の対応策を検討しており、実施のめどがつきましたなら、必要な説明を行いたいと考えております。

続きまして、令和6年（2024年）2月28日に学校事務職員を対象に実施いたしました説明会につきましては、当年度の残額と次年度の請求額に関するシステム処理上の説明を行ったものであり、未納分の支払いに充てるために、意図的に繰越金を発生するよう説明したものではございません。現に誤解をしている学校事務職員がいるとのことでございますので、改めて学校への周知を図ってまいります。

続きまして、生徒会費に関する先ほどの答弁におきまして適切ではないと申し上げましたのは、生徒会費の未納分に、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を一時的に充てていることについて、適切でないと認識しているものでございます。今後、未収金への対応を講じる時点で、必要な説明を行ってまいります。

続きまして、生徒会費につきましても、各学校において適切に生徒・保護者に対し決算報告を行い、各学校のホームページでの公開についても検討するよう指導してまいります。

続きまして、未収金の対応策につきましては、令和8年度（2026年度）から実施できるよう、現在関係部局と調整を行っております。

最後に、公会計化を目指す令和10年度（2028年度）までの間におきましては、未収金に係る課題解消の取組として、公費活用を視野に、令和8年度（2026年度）から対応できるよう、関係部局と調整をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 議長のお許しをいただき、3回目の質問をいたします。

ホームページの公開を検討するということですが、過去5年に遡ってするよう要望しておきます。

さきの議会で示された学校徴収金公会計化への速やかな移行と、それまでの間、未納の穴埋めに公金処理を検討するという方向性は、現行の保護者資産の不当な流用というあしき慣習を断ち切る決断として一定評価いたします。であればこそ、これから新たな制度を設計するに当たり、市は教育委員会が犯した過去の過ちの総括と未来の規律について、明確な総括をお示しいただかなければなりません。根本の問題である未納の対策ですら、引き続き頑張る程度の答弁では、本当に改革を断行する気があるのか疑問です。

まず、過去の清算です。教育長の下、本市では年間10億円もの学校徴収金が、一度も議会の議決を得ず、言わば裏帳簿としてブラックボックスの中で処理されてきました。これは一会计年度の收支を全て歳入歳出予算に編入すべきとする地方自治法第210条、総計予算主義の原則及び歳入歳出現金外の保管を原則禁じた同法第235条の4の2項を無視したものであります。10億円もの資金を、議会の監視外で運用し、あまつさえ未納穴埋めに何の罪もない他の保護者から集めたお金を流用していたことは、財政民主主義の、つまり当議会の否定にほかなりません。

教育長、今回の改革は、これまでの管理体制が法令に適合しない不適切な状態であったことを認め、正常化を図るものという認識でよろしいでしょうか、答弁してください。

次に、未来への規律です。市が公費を投入する以上、これまでのような甘い徴収管理は絶対に許されません。未納対策の決定打として、教育長に以下の2点の実装を求めます。

まず1点目、福祉施策における代理納付・充当の義務化です。9月議会でも触れたとおり、生活保護世帯については、令和2年の厚労省通知に基づき、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

法定受託事務として同意不要の代理納付へ即時切り替えるべきです。教育に使われるべき税金が費消されるのを行政が黙認してはなりません。あわせて、就学援助についても、茨木、摂津、守口市等、他市事例に倣い、申請書の様式に未納時は援助費を充当することを同意するという条項をあらかじめ組み込んでください。こちらも平成29年の文科省通知以降、給食費の就学援助費充当に保護者同意は不要です。何より申請と同時に委任を完了させ、教育費等全ての未納を未然に防ぐ仕組みを徹底するべきです。お答えください。

2点目、悪質滞納者への支払い督促の実施です。支払い能力があるのに負担に応じない者に対し、電話や訪問を漫然と繰り返すことは、職員のリソースを浪費するだけであり、地方自治法第2条第14項、最小の経費で最大の効果の原則に反します。昨年度の包括外部監査でも指摘されているとおり、簡易裁判所を通じた支払い督促等の法的措置こそがコストを抑え、最大の効果を生む手法です。児童手当に所要要件が撤廃された今、申出徴収による債務整理も厳格に求めるべきと考えます。この点も包括外部監査で指摘されているとおりです。過去の違法状態と決別、そして公平性担保のため、これら2点と児童手当からの申出徴収は早急に取り組まれるよう、教育長の答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長　学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長　学校徴収金に係る3回目の御質問につきまして、まずは担当より御答弁申し上げます。

初めに、現在、年間約10億円の学校徴収金を私会計で取り扱っておりますが、公金とは明確に切り離して管理しておりますので、法令に適合しないものとの認識はしておりません。

しかしながら、学校徴収金業務において、一部適切でない事務処理を行っている状況から、文部科学省からの通知に基づき、できる限り早期に公会計に移行するよう取組を進めてまいります。

続きまして、生活保護費からの代理納付につきましては、委任状を不要とする取扱いについて、現在、関係部局と調整を行っております。また、就学援助費受給者の学校徴収金未納への対策につきましては、他市の事例を参考に検討を進めてまいります。

最後に、学校徴収金の未納者への法的措置につきましては、関係部局と協議し、その対応を検討してまいります。また、児童手当からの申出徴収の拡充につきましては、関係部局と調整を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長　教育長。

○大江慶博教育長　学校徴収金業務につきまして、学校教育部長から御答弁申し上げたとおり、その事務について一部適切でない状態となっていることは認識をしております。今後は、学校徴収金業務全体の見直しを図り、その中で改善を図るよう努めてまいります。

未納者への対応につきましては、御質問の各種制度の活用を図るため、関係部局と連携をしながら、その対策を強化してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長　以上で質問を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしております付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、常任委員会委員長から、クラウド上などに掲載しております招集通知のとおり、委員会が招集されていますので、御承知願います。

付 託 案 件 表

令和7年11月定例会
(2025年)

<財政総務常任委員会所管分>

- ・議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<文教市民常任委員会所管分>

- ・議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について
- ・議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ・議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ・議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ・議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- ・議案第112号 吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- ・議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定について
- ・議案第114号 吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について

<健康福祉常任委員会所管分>

- ・議案第98号 調停条項案の受諾について
- ・議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について

<建設環境常任委員会所管分>

- ・議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- ・議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

<予算常任委員会所管分>

- ・議案第 118 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 119 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 120 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）

(市長登壇)

○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第121号から議案第123号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 大阪維新の会、乾 詮です。質問をさせていただきます。

人事院勧告に係る給与、報酬等の改定についてお伺いします。

吹田市一般職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の制定、吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定とそれに伴う補正予算案が追加提案されました。本年の人事院勧告は、給与月額で3.62%の増、年間ボーナス支給月数を0.05月分増で、給与月額の増額率の3.62%は、34年ぶりの高額改定率となっています。公務員の人材確保の観点からも、人事院勧告に伴う給与等の増額改定は必要と考えますが、一般職員と私たち議員や市長では事情が違うと思います。

令和6年度の決算の赤字の状況や、今年度の決算見込みの予想、今まさに真っただ中の次年度の当初予算編成の状況などを勘案し、僅かな支出とはいえ、市政運営の責任者である立場の市長や議員の期末手当を増額する条例案並びに補正予算案を提案することを控える状況にあったと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

特別職及び議員の期末手当は、これまでどおり人事院勧告に基づく一般職の取扱いに準じることとし、今定例会に追加提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

○後藤圭二市長 御指摘の条例案は、現在の社会経済状況、動向を客観的に考慮する人事院勧告制度に基づいたものです。御提案、御指摘の行為が自身の姿勢の表現、アピールの手段と捉えられがちな状況におきまして、客観的・合理的根拠に基づかず増減することは、行政の判断として適切ではないと考えるところです。市民の御理解と議会の賢明な御判断を期待をするところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恒広議員 大阪維新の会の林 恒広です。議案質疑をさせていただきます。

人事院勧告による給与等の改定について、まず我が会派は、市長並びに議員といった特別職の報酬等を増額することについては、断固として反対の立場を取っております。一方で、一般職等の給与改定につきましては、公務員給与の引上げが民間事業者の賃金上昇を促す呼び水となると考えるため、これに反対をするものではありません。その上で、一般職の給与改定等に関し、以下の数点について御質問させていただきます。

1点目、昨年度の給与改定により、本市職員の標準的な給料月額がどのように変化したのか、役職別の平均年齢モデルについて具体的な数値をもってお示しください。あわせて、昨年度はどのような趣旨、方針での給与改定であったのかについても、改めてお示しください。

2点目、今回の給与改定案によって、本市職員の標準的な給料月額が具体的にどのように変化する見込みであるのか、役職別の平均年齢モデルについて明確な数値をもってお示しください。今年度はどのような趣旨、狙いを持って給与改定を行おうとしているのかについてもお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 一般職における給与改定の影響につきまして、補職別の平均年齢をモデルにお答えさせていただきます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

令和6年人事院勧告を反映した給料月額は、部長級が月額5,600円の増額で50万8,200円、次長級が月額5,000円の増額で47万2,400円、課長級が月額5,100円の増額で44万1,700円、課長代理級が月額4,700円の増額で40万4,100円、主査級が月額4,300円の増額で36万円、主任級が月額8,000円の増額で30万7,800円、係員が月額2万600円の増額で24万7,400円となり、民間給与の状況を反映した高水準のベースアップ、特に若手層に重点を置いた改定でございました。

令和7年の人事院勧告を反映した給料月額の見込みですが、部長級が月額1万4,600円の増額で54万4,700円、次長級が月額1万3,200円の増額で49万700円、課長級が月額1万2,400円の増額で45万5,900円、課長代理級が月額1万1,500円の増額で41万4,900円、主査級が月額1万700円の増額で37万1,500円、主任級が月額1万300円の増額で31万1,600円、係員が月額1万700円の増額で26万500円となる見込みでございます。若年層に重点を置きつつ、その他職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定となるものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 議長のお許しをいただき、2回目の質問をさせていただきます。

昨年度は若年層を中心に給与是正が行われましたが、今年度は全世代を対象に一律のベースアップが実施されることが確認できました。であるならば、職員の皆さんには、これまで以上に給与と市民の負託に応える働きを求めるたいと考えます。

本市の地域手当は、本年度14%と大阪府内でも高い水準となり、来年度に16%となれば、大阪市と並ぶ状況と伺っていますが、これは自治体としての本市の優位性を示すものであります。また、吹田市は中核市でありながら、人口が増え続けている全国でもまれな自治体です。現場としては業務量が増える面もあるでしょうが、この成長局面で働くことは、貴重な経験であり、負担だけを見るのではなく、自身の成長の機会として受け止めていただきたいと考え

えます。

処遇の改善と恵まれた都市環境を踏まえ、より高いパフォーマンスと意識の向上を強く求めます。市長、この点についての御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

人事院勧告に基づく給与改定は、あくまでも官民格差の解消を図るものであり、また地域手当は地域における民間給与水準や物価等を反映させるものであると認識しております。そのため、それぞれの改定には当然、増額の場合もあれば減額の場合もあり、いずれの場合であっても市民サービスの向上に全力を尽くすのが本市職員の使命であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 公務員の給与につきまして御質問がありました。これは企業で働く方にはなかなか理解できないシステムです。私、長年そうして働いてきましたが、これは必ずしも労働の対価を目的とするシステムにはなっておりません。それで、市民に対する公務員としての使命を果たすための条件、もつと言えば生活条件として規定をされておりまして、例えば、今回の月5,000円程度の増加が、よし、じゃあ気持ちを入れ替えて働くというインセンティブにはなりません。一定のレベルの生活を保障された状況におきまして、誠意と責任を持って市政運営に従事する使命を、今回の給与改定を機に改めて認識をしてもらう、そういうきっかけになればと思っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 3回目、質問させていただきます。

先ほど、市長から、月に5,000円程度の増額というお話があったんですけども、月5,000円ではなく、先ほどの御答弁から聞いたら1万円以上の月の

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ベースアップがあるかなと思います。その点を踏まえまして御答弁頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 5,000円というのは、失礼しました、
昨年の金額で、今回は1万円。1日当たり300円から400円ということで、確かに上がることはうれしいことです。私、職員のときも。ただ、それによって気持ちを入れ替えてということには、それにダイレクトにつながるかなという、そういう実感をちょっとお話をさせていただきました。5,000円であれ、1万円であれ、とにかく上げてもらえることに対する誠意を持って応える、それが公務員の姿やと思ってます。

以上です。

○矢野伸一郎議長 ただいま理事者から、発言を訂正したい旨の申出がありましたので許可いたします。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしております付託案件表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第89号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問

を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第89号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日、12月22日（月曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後3時59分 散会)

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	後藤恭平	
吹田市議会議員	玉井美樹子	
吹田市議会議員	後藤久美子	